

食糧政策の轉換と組合金融の問題

馬場啓之
中戸壽
誠記
雄助

主要食糧の國家管理制度が改廢され、流通秩序の安定が「より自由な統制方式」に委ねられる場合を想定し、かつ新しい統制方式として自治統制がおこなわれるものと假定したうえで、この假定方式がはたして実行可能かを吟味することとした。Ⅰ國家管理と自治統制は、管理制度改廢の含む理論的ならびに實際的な問題を整理し、われわれの假定方式たる自治統制方式の占むべき地位と意義とを検討することを目的としている。Ⅱ流通機構の擔當者としての系統機關の機能分析は、農業協同組合系統機關か今後も食糧流通の擔當者たるためには假定された方式を受入れる素地があるかを分析している。Ⅲ自治統制方式の能否の検討は、かりに系統機關が新方式を受入れるとしても、生産者農民が系統機關を通ずる流通機構につてくるかを吟味している。Ⅳの叙述は、主として昨年一二月おこなつた山形・秋田・岩手三縣下農村の實態調査に基づいてなされた。したがつて本稿は、この調査に協力された現地官民各位の好意によるところ少ししない。なおⅠは馬場、Ⅱは中戸、Ⅲは中山・中戸がそれぞれ分擔執筆した。

Ⅰ 國家管理と自治統制

〔一〕「統制撤廢」の政治經濟學

一 現行の食糧管理制度改廢の動きがあらわれてからほぼ二年、その間政治經濟的状況の變化に應じてその動きにも一進一退のあとがみられたが、問題そのものは消去ることなくかえつてその重要さを増してきている。しかも政府の

改廢の動きに對して、農業團體は、少くとも表面にあらわれた限りにおいては、終始一貫これに反對の意志表示をおこなつてきた。現行制度に對してかなり批判的であるとおもわれる方面に、制度改廢の動きに反對がおこつたことは、問題の性質がけつして單純でないことを示しているようだ。改廢問題は形式的に割切つて考えれば、その本質は次の事柄以外にはないはずである。すなわち現行制度は戰時における食糧不足に對處するためにとられた緊急措置であるから、食糧不足の緩和にとまつてその改廢が要求されてきたのだ。ところが食糧政策轉換の問題が意外の紛糾を重ねてきているところを見ると、事態はかならずしもさう簡單に割切ることを許さないものを含んでいるようだ。それは第一にはいうまでもなく食糧不足の緩和という情勢判斷について見解の相異がおこりうることを示している。政策轉換はある一定の狀況判斷を前提とするものであるが、その狀況判斷はたんに既に事實として與えられた事柄の單純な認定だけでなく、同時に將來に向つて持續するであろう趨勢の判定をも含むのがつねであるから、それぞれの立場の相異に應じて様々な判斷があらわれうるわけである。食糧需給の狀況判斷もその例外ではない。しかし食糧政策轉換の問題の紛糾をきたした理由は、たんにかかる狀況判斷の相異だけではないようだ。何故なら農業團體の反對意見はかかる理由からだけでは納得がゆかないからである。問題紛糾の第二の理由として、現行制度の性格認識の相異をあげねばなるまい。

現行の國家管理制度は戰時における緊急事態を背景として成立したものであり、國家の權力を支柱とした制度であつて、狹義に經濟的な意味においてはかならずしも合理的なものではない。食糧不足の放置が生むであろう社會秩序の混亂というより大きな社會惡を防止するためにとられた一つの「必要な惡」(necessary evil) だというのが、管理制度に對する常識的な考え方であつたようだ。異常な狀態のもとにおいて「必要な」制度ではあるが、經濟的合理

性から考えればやはりいぜん「惡しき制度」であるというのだ。それが制度の改廢が問題になつてきてから、この制度そのものの性格について異つた見解があらわれてきた。すなわち現行制度は、たとえ戰時における緊急事態を契機として成立したものであつても、その政策構想そのものは正常な状態のもとにおいてもなお存続せしむるにたる意義があるとなす見解が、それである。たとえば、この制度は國民に對して妥當な價格で平等に食糧を配給することによつて、社會保障制度としてみるべきもの少ないわが國の現状において、僅かに社會保障的役割をはたしているというがごときである。現行制度は狹義の經濟すなわち「生産經濟」(Production economy)からみれば合理的ではないとしても、社會福祉をも考慮した意味の經濟すなわち「厚生經濟」(Welfare economy)からいえば目的合理的であるというのである。否な、それにとどまらない。この制度が食糧の流通機構に對しておよぼしている安定的效果に注目して、この制度に必要な改修を加えさえすれば、それは自由經濟よりすぐれた機能をはたしうるといふ意見も、農業團體方面よりでているようだ。すなわち流通機構の安定という點からいえば、この制度は生産經濟的にも合理的であるというのである。かつて管理制度がただ一筋に強行されていた當時には、烈しい批判にさらされていた制度が、その改廢が取沙汰されるにいたつて、その理論的性格を肯定する擁護論を惠まれることになつたことは興味深い。

食糧政策轉換の問題は、政策環境に關する狀況判斷と政策構想に關する理論認識との兩面について調整すべき見解の相異を含んでいる。第一の點は政策轉換の「時期」の決定に重要な關係があり、第二の點はその「方法」の策定にとつて肝要な論點となる。この二つの點について様々な見解の相異を整理して、その選擇の基準を見出すことが、いわば「統制撤廢」の政治經濟學の課題になるであらう。以下においてわれわれが試みたいとおもうことは、もとよりかかる課題の全面的な検討ではない。ただ「統制撤廢」の方法についての一つの假設の吟味である。われわれの假設

の理論的地位を明かにするために、「統制撤廢」の政治經濟學について極めて簡単な素描を企てておきたい。

二 第一、食糧需給に關する狀況判斷については、食糧不足の緩和の考え方が問題になるであろう。食糧不足の考え方にも様々な角度がある。第一は、食糧不足を食糧自給力の不足とみる見方である。この見方にたてば、戦後國內食糧の供給力は堅實に回復しつつあるとはいえ、食糧自給は達成しえたわけではなく、また近い將來達成しうる見込みも殆んどないから、需給の安定は「事實」としても「趨勢」としても成立していないとせざるをえない。しかしかかる見方はもとより偏狹な見解であり、食糧政策轉換の是非判定にあたつて狀況判斷の明示的な基準として掲げるのは適當でないであろう。食糧自給の困難さは、食糧需給の狀況判斷にあたつて輸入の前途について慎重な考慮を拂うべきことを求めるであろうが、そのことがただちに管理制度をそのまま無修正で存続せしむべしとなす理由にはならないであろう。けれど管理制度そのものが食糧自給力を高めることにはならないからである。食糧自給力の増進方策はつよく推進さるべきであるが、そのことが管理制度存廢問題について明確な判斷を導きだすものではない。管理制度を改廢した方が、食糧自給力をたかめることになるとの判定も成立しうる。したがつて食糧自給の困難さのみをもつて、食糧輸入の前途について検討することなく、ただちに食糧は不足なりと判斷し、管理制度は改廢し難いとなすのは、いささか極端な見方であり、政治的に偏しすぎた見解であるといわざるをえない。

第二の見方は、食糧不足は食糧輸入をも含めて正常な經濟的供給力の不足を意味するとなす見方であろう。この見方はおそらく常識的には首肯される見方であらう。この見方にたつて食糧需給の狀況判斷をおこなうさいにも、様々な問題があるであらう。食糧の供給力とくにその輸入力の測定の間、さらに供給力の過不足を判定する面などにおいて、現在の食糧需要の構造には不安定・不確定な要因がある。食糧の完全な自給については實現困難であり、ある程

度の輸入依存はさけ難いであろうが、その輸入の前途についても不安定的要因がある。すなわち食糧輸入力の形成については、援助輸入停止以後の状況判断について、他の機會に、戦後の國際貿易における異常な條件、たとえば(イ)貿易機構における資金面の制約、とくにドル資金の稀少價值、あるいは(ロ)わが國經濟における産業構成と貿易構成との喰違ひからくる貿易資金、とくにドル資金の調達難などの條件をあげて、主としてドル地域に依存せざるをえない食糧輸入の前途に不安があると考えざるをえないと指摘したことがある。^(註1)この状況判断は朝鮮動亂勃發以後における輸出糧貿易および「特需」の盛行によるドル資金ポジションの改善によつて修正をよぎなくされたようだ。現状においては食糧輸入資金の不安は一應解決されたかにみえる。ただししかかる解決の仕方は正常なものでなくむしろ異例なものではないかとの疑問はいぜんとして残るであろう。何故ならわが國の輸入資金の調達を容易にした國際政局の緊張と軍備擴充の進行は、同時にまた世界の食糧需要を増大せしめ輸入競争を深刻ならしめたし、一朝有事のさい食糧供給源より遮斷されるのではないかと不安を呼びおこしたからである。^(註2)さらに、かりに食糧輸入の前途に不安がないとしても、そのことがたたちに食糧需給が經濟的に安定したことを意味しないであろう。すなわち食糧需給が總量として均衡しえたとしても、國民の食糧需要の「還好表」からみて、内外様々の食糧相互の經濟的關係が合理的に調整されなくては、個々の商品としての食糧の需給が安定均衡の状態を生みだしたとはいえない。現行の管理制度は内外の米麦を含めての食糧の総合的な管理制度である。この制度が内外の米麦の綜合のためにとつてゐる價值評價の基準はけつして國民の合理的選擇に基づいてたてられたものではない。否な、この制度がたてた内外米麦の價格比のもので、國民は消費の自由な選擇をおこなうことを許されてはいない。もし選擇がゆるされるとすれば、過剰になる食糧と不足する食糧とがでてくるであろう。各種食糧ごとにその需給を均衡させるとすればその價格比はかなり大幅な

變動をまぬかれなからう。商品としての食糧の需給は一定の價格體系と結びつけて吟味なくては、それが過不足を判定し難い。したがつてただ食糧の總量として需給が均衡しているといつても、それはけつして經濟的な需給の均衡ではない。もつともかりに食糧總量として需給が均衡しているとすれば、理論的には各種商品としての食糧についてもその經濟的需給を均衡せしめるような價格體系は成立しうるはずである。しかしその價格體系が異常なものであれば需給がたとえ均衡せしめられても安定しているとはいえない。したがつて現行制度を前提として食糧の需給が均衡していたとしても、食糧の需給が安定かつ均衡しているとは判定し難い。もしこの制度が廢止されるだけで需給調節の措置がなんらとられないとすれば、内外米麦の價格比は（公定價格比に較べて）かなり大幅に變動するであろう。その價格比がどこに落つくかもとより正確にはその豫測をゆるさない。ただしかし内地米が他の食糧に較べて高價となり、思惑・買占の對象となるおそれがあることはほぼ明白であろう。したがつて食糧は綜合的物量的には不足していないとしても、經濟的商品としてはその需給に不均衡が残つてゐる。

註1 馬場啓之助稿「食糧政策の經濟的環境」『農業綜合研究』四卷三號所收）參照。なお農業復興會議編『日本農業轉換の基調』（昭和二五年）にも同様な分析がある。參照されたい。

註2 馬場啓之助稿「世界の食糧政策と日本」『地上』昭和二六年七月號所收）參照。

三 次に現行の管理制度の性格を吟味してみよう。初めに、管理制度が完全に運営されたと想定して、その理論的性格を吟味する、吟味の主眼となるのは、この制度が正常な狀態のもとにおいても存続に價するような經濟的機能をはたしうるか否かである。食糧管理制度は食糧の流通（市場）機構に對する國家の統制が極限まですめられた形態である。市場に對する統制は、様々な方式をとつておこなわれるであろうが、その形式的な共通點としては、政府が準

獨占的な機關をつくりあげるといふ事實をあげることができる。準獨占的企業があらわれれば市場の競争は不完全となり、その價格形成には多かれ少かれ準獨占態の政策の影響が入ってくる。不完全市場においては準獨占態が價格形成の指導力を握る^(註1)。政府の市場統制はその經濟的機能からいえばこの不完全市場における價格形成の指導力とその性質を一にしている。ただその指導力を何の目標のためにつかうかについて、政府と企業とのあいだに相異がある。しかしその機能は同じである。管理制度以前の米穀統制についていえば、改正米穀法あるいは米穀統制法のもとに政府が規定する最高價格と最低價格の幅のなかに市場價格の變動を抑えようとして、米穀需給調節特別會計によつて、政府が市場に介入してきたのは、政府自らが準獨占的な流通機關になつたのだとみてよい。それが管理制度の成立によつて、政府は完全な獨占態となつた。それと同時に市場機構は（ヤミ市場を除いていえば）消滅した。管理制度は完全な獨占態であるとともに市場機構を代行することになつたのである。この獨占態の經濟的機能は(イ)價格の公定(價格統制)と、(ロ)需給の割當(物量統制)と二つに集約することができる。市場機構のもとにおいては、需要量および供給量は市場價格と函數的關係にたつてゐる。管理制度のもとにおいては需給はそれぞれ割當てられているから、それと價格との關係は一應遮斷されたかたちになつてゐる。しかし兩者の關係が全くないとするならば、この制度のもとにおいて公定される價格が妥當なものか否か判定する手掛りは全くない。生産者は價格のいかんにかかわらず食糧を特定の割當量だけ供出しなくてはならないし、消費者は價格に關係なく一定の割當量の限度内においてでなくては食糧を消費しえない。もし價格公定と數量割當との函數關係が全く遮斷されてゐるとしたならば、管理制度の機能は正常な經濟狀態に移してこれをあてはめることはできないであろう。管理制度は緊急事態における應急措置以外のなものでもないであろう。管理制度に正常な經濟的機能を認めんとする見解は、價格公定と數量割當の關係をもつ

と別の角度から考えているのであろう。いいかえると制度の價格公定の機能が正常な價格機能を代行しうるものといっているのであろう。

價格公定の機能を二つに別けて考える。一は生産者價格の公定であり、他は消費者價格の公定である。管理制度が生産者から特定量の食糧の供出を求めるにあたつて制度が提供する生産者價格は、それが經濟的に合理的な價格であるためには、生産費を償うものでなくてはならない。現行制度のもとでバリエーション方式によつて公定されている生産者價格が、はたして生産費を償うものであるか否かについては、論議の餘地があるが、^(註2)ここではその論議に立入ることなく、生産者價格が生産費を償うように公定あるいは修正されるものと一應考えてゆく。その前提が、必要ならば現行價格公定方式に修正を加えても、とにかく成立するものとみて、管理制度の經濟的機能を検討する。この前提にたてば、問題の中心は消費者價格の公定と消費量の割當との關係に移つてゆくであらう。

消費者の需要量はたんに價格だけの函數ではなくまた同時に消費者の所得の函數である。食糧が低級財でない限り所得が大きいほど需要量は大きくなる。所得が小さければ需要量は小さくなる。いいかえると所得分配が不平等である限り各所得層の需要量は較差をもつてくる。消費の割當は所得差から發生する需要量の相異をなくなさうとする。高額所得層に發生するであらう超過需要を抑制して需要總量を適正なる限度にとどめようとするわけである。もしかある抑制がおこなわれなければ、需要總量は増大し、正常な供給總量を上廻り、價格は上昇し、供給の増加を求めるであらう。そのさい供給増が收穫逓減の法則に制約されるとすれば、この部門の生産に投入される資源の生産效率は低下する。いわゆる「資源の非効率な配分」(Malallocation of resources)がふこり、生産國民所得の低下をきたす。すなわち所得配分の不平等が存する限り、收穫逓減法則のはたらく非低級財については、その消費の割當をおこ

なうことが、消費の平等をもたらす點からいっても、また生産國民所得の低下をさける點からみても、望ましい措置である。これはマージナル、ウィクセルなど(註3)が自由競争市場における消費者の最大満足の実現の能否を検討したさいに展開した見解であり、さらにビグウが「平時における消費割當」の厚生經濟的意義を追究したさいに最も明確に表した見解でもある。(註5)サミュエルソンの表現をかりれば「舊派厚生經濟學」(Old Welfare Economics)の傳統の見解である。管理制度についてもこの見解は無縁なものではないようだ。とくに管理制度に社會保障的役割を認めようとする見解は、理論的にはこの「舊派厚生經濟學」にたつているのであろう。

食糧は所得上昇につれてその支出額が相對的に増加するものではない。その支出は非彈力的である。この意味においては低級財たる性格がつよい。したがつて正常な經濟社會においては食糧消費の割當がもつ厚生經濟的意義は比較的少ない。しかし前述したように食糧需給はいまだ究極の安定をえていず、とくに米不足の傾向が残つており、加うるに國民所得の相對的低下の傾向があるために、現状においては食糧、とくに米はけつして低級財ではない。その結果、食糧消費の割當は舊派厚生經濟學の説くような効果をもつであらう。ただし管理制度における消費割當が理論的に完全におこなわれていると假設してのことである。

管理制度における消費割當はけつして完全なものではない。第一に各種食糧の割當比率、とくに米喰率において地域的に差異がある。消費割當は總量としては平等であつても、内容的には不平等である。第二に割當量は充分ではない。消費者は配給以外の食糧のヤミ購入に依存せざるをえない。このことは食糧消費割當制の厚生經濟的效果を削減する。しかしその削減の程度がいかなるものか、割當制を全く無意味にするほどのものか否か、見解の相異がおこりうるであらう。この點について検討しなくてはならない。

さらにこれまでの説明においては、管理制度が公定する生産者價格が生産費を償うという前提が充されるものと假定してきた。農業團體の管理制度に對する肯定的意見もかかる假定のうえにたつているとすれば、その理由の一端は諒解しうる。管理制度が經濟的合理的な價格をもつて生産者より食糧を集買するものとすれば、生産者は妥當な價格水準をもつた安定せる市場を保證されうるわけであるから、その存続を希望することも無理からぬことである。しかしヤミ市場の併在は、生産者の管理制度に對する評價にいかなる影響をおよぼすであろうか。かりに管理制度が生産費を償う價格を保證していても、ヤミ市場により高い價格がおこなわれているとすれば、生産者は管理制度に價格保證の機能を認めえないであろう。また逆に、ヤミ市場の價格が公定價格にサヤ寄せしているか、あるいはこれを下廻つているとすれば、不安定なヤミ市場より管理制度に價格保證の機能を認めることになるであろう。ところが最近麦類についてはヤミ價格と公定價格はサヤ寄せしているし、米についても主要生産地においては兩者の差が著しく少なくなつてきている。管理制度に價格安定の機能を認める向きがあらわれてくることもけつして意外ではない。しかしかかる見解が正しいものか否かは、管理制度とヤミ市場との關係を吟味してみなくてはならない。次に以上の二つの論點について検討してみよう。

管理制度は全國的な機構でありヤミ市場は地方的に分斷された市場である。したがつて兩者の關係の吟味はいくつかの代表的事例について模型分析をおこなわなくてはその意義に乏しい。しかしここでは一應最初の手掛りとしては全國的規模においてヤミ市場が成立しているという假設から出發する。公定價格は生産費を償うという意味においては妥當な價格であるが、食糧の需給關係からみて市場に成立するであろう自然的均衡價格より低いものとすれば、消費者は公定價格による食糧配給によつて「消費者餘剩」(Consumers' surplus)を享受する。^(註7)消費者餘剩とは、消

費者が配給食糧をすべて自由市場で購入するさい必要とするであろう支出額と配給食糧に對する支出額との差額を示す。^(註8) いいかえるならば、食糧配給が消費者にあたえる正の所得効果^(註9)がもたらすであろう潜在的な餘剩購買力がすなわち消費者餘剩の内容をなすわけである。この餘剩購買力は配給食糧以外の家計用品、とくにヤミ食糧に向つて發動する。すなわち食糧ヤミ市場に立向う消費者は、この潜在的餘剩購買力のゆえに、本來あるであろうよりも「富裕な」需要者としてあらわれるから、供給側の條件に變化がなければ、ヤミ価格は自然的均衡價格より著しく高いものとなる。食糧配給による正の所得効果はヤミ価格を高める。ところでもし正の所得効果にともなう餘剩購買力がすべて食糧ヤミ市場において費消されてしまえば、全體としての食糧支出額は、食糧配給制がない場合と別に變りはない。したがつて公定價格とヤミ價格の總和平均である實效價格は自然的均衡價格と等しくなるであろう。しかし配給制によつて生みだされた餘剩購買力はそのすべてが食糧ヤミ市場において費消されるはずはない。その一部は他の家計用品の購入にあてられるであろう。^(註10) したがつて配給制は食糧支出額を、配給制がない場合に較べて、いくぶん低目に抑制し、その結果、實效價格を自然的均衡價格以下に押下げるであろう。しかしもとよりかかる關係は計測的に確定することはできない。漠然たる傾向的判断に他ならない。

右の推定は移して生産者價格についてもあてはまる。ヤミ價格は自然的均衡價格を上廻るであろうが、公定價格との總和平均たる實效價格は自然的價格をいく分下廻るであろう。ヤミ市場が全國的規模において平準化されたかたちで成立するという假設のもとにおいては、生産者市場と消費者市場において、とくに相異つた價格形成の條件はあらわれない。しかしかかる假設はもとより極めて非現實的である。管理制度が國家權力によつて食糧の自由移動を禁止している以上、ヤミ市場は全國的に平準化したかたちにおいて成立するはずはない。そこでこの假設をおとして、管

理制度とヤミ市場の關係を検討してゆこう。

管理制度は配給食糧の内容について地域的な差異をつくりだしている。大消費地においては米喰率が低い。しかも食糧の自由移動の禁止のために大消費地におけるヤミ市場においても米が不足している。反對に生産地においては配給米喰率が高く、かつ米の自由移出の困難のゆえに、ヤミ市場においても米は過剩氣味である。管理制度は食糧消費の平等化を目指しながら、現實には米の不足地帯と過剩地帯を生んでいる。その結果、米のヤミ価格は地域によつてその高低の差が甚しく、これがヤミ依存度の大小と絡合つて、實效價格の相異を生んでいる。したがつて消費者價格について實效價格は自然的均衡價格よりいくぶん低目であるという想定は、實效價格の高い大消費地についてはあるいはそのままあてはまらないかもしれない。また生産地については生産者實效價格はもちろん自然的價格より著しく低いが、この實效價格の低さはヤミ價格が管理制度による特殊な制度的要因によつて、異常に押下げられたためである。したがつてヤミ價格の低さのゆえに、生産者が管理制度に價格安定の効果を認めることは、論理的には理由なき判斷であるといわざるをえない。管理制度によつてつくりだされた米の地域的過剩が、ヤミ價格を低下せしめているのであるから、このヤミ市場の動きをもつて管理制度廢止以後における自由市場の動きを推察することはできない。したがつて價格の水準を問題とせず、たとえいかに低くとも安定していることが望ましいとする極端な場合を除いては、生産者の立場から管理制度の存続を希望することは理由に乏しい。それにもかかわらず管理制度改廢の問題があつてから、農業團體が生産者の立場を代表してこれに反對の意思表示をおこなつてきたことは、何か別の理由があつてのことであろう。それは管理制度のもとにおいて農業協同組合系統機關が特殊な役割をはたしてきたことに由來するであろう。その點については次節において言及することとする。ここでは管理制度の經濟的機能についての検討

の結果を要約して、改廢問題についての考え方を整理しておきたい。

管理制度がその本来の政策的意圖により完全に食糧流通市場を獨占し、その價格公定が經濟的に合理的な價格機能を行はしめる限り、經濟の正常な状態のもとにおいても、消費者に對しては消費の平等化をもたらすことによつて厚生經濟的意義をもつであらうし、また生産者に對しても安定した販賣市場を保證することによつて生産經濟的にも存続の理由をもつであらう。管理制度は、もしそれがその理想的形態において運営される限り、たとえ食糧の需給が安定しても、これを存続せしめるに價する意義をもつであらう。しかし現實の管理制度はかかる理想的形態とは異なる。ヤミ市場の混在は管理制度の機能を歪曲せしめる。食糧需給は地域的に大きな差異を生み、食糧消費の地域的不平等と實效價格の分散をもたらしている。大消費地においては實效價格は高く、管理制度のもつ厚生經濟的意義を減殺しており、主要生産地においては實效價格は低く、生産者に對する價格保償の機能にかけものがある。管理制度の理想のみを考へてこの現實に眼を蔽ふことはできない。したがつて管理制度に對する措置は二つの方向が考えられる。一は管理制度をその理想形態にふさわしいように強化することであり、他はこれを改廢してより自由な統制方式にもつてゆくことであらう。そのいずれをとるかは、その運営の難易の問題であり、また一般の經濟政策との關連の問題であらう。ここでは一應、管理制度がより自由な統制方式に移行する方向がとられると前提して、その方式についての一つの假設をたて、その適否を検討してゆきたい。

註 1 Nicholls, W. H: Imperfect Competition within Agricultural Industries, Ames, 1941 pp. 7~8

註 2 馬場啓之助稿「米價算定方式への反省」(『食糧管理月報』三卷八號所收)參照。

註 3 Marshall, A: Principles of Economics, 8 ed. BK.V, chap. XIII Theory of changes of normal demand and supply, in relation to the doctrine of maximum satisfaction, especially §§ 5~7, pp 470~476.

註 4 Wicksell, K: Lectures on Political Economy (English translation, New York, 1934) Vol. I, Part I 5. The Gain from Free Exchange, pp. 72~83.

註 5 Pigou, A. C: The Economics of Welfare, 4 ed 1932, Part IV, chap. VI Rationing, pp. 694~698.

註 6 Samuelson, P. A: Foundations of Economic Analysis, Harvard Economic Studies No. 80, 1948, Part I chap VIII, Welfare economics, p. 249.

註 7 Marshall, A: Principles, 8 ed. pp. 124~133.

註 8 マーシャルの「消費者餘利」は效用基準のものと計測でき難い。サムエルソンはこれを計測しうるかたちになおした。これは六つの形式をあげた。これはそのうちの一つ、 b_{Icd} にあたる。 E は支出額、 w は自然的價格、 w は公定價格にあたる。(cf. Samuelson: cited, p. 199)

註 9 所得効果 (Income effect) はコンタムの創唱による概念である。(Hicks, J. R.: Value and Capital, 2 ed. Oxford 1946, p. 32) サムエルソンにならうとする正の所得効果は b_{Icd} と表現される。ただし I はもちろん所得をあらわす。この場合 $b_{Icd} = b_{Icd}$ である。(cf. Samuelson, cited, pp. 199~201)

註 10 主食の公定價格による配給制が生みだす所得効果が、すべてヤミ市場における主食購入のため費消しつくされないことは次の關係を省みるとき明かになる。 I を可処分所得より配給食糧購入費を差引いたものとする。 E_i を配給食糧購入費以外の支出とする。

$$I = E_1 + E_2 + \dots + E_n$$

I について微分すると

$$1 = \frac{dE_1}{dI} + \frac{dE_2}{dI} + \dots + \frac{dE_n}{dI}$$

$$1 = \frac{dE_1}{dI} \cdot \frac{I}{P_1} \cdot \frac{P_1}{I} + \frac{dE_2}{dI} \cdot \frac{I}{P_2} \cdot \frac{P_2}{I} + \dots + \frac{dE_n}{dI} \cdot \frac{I}{P_n} \cdot \frac{P_n}{I}$$

$$\frac{dE_i}{dI} \cdot \frac{I}{P_i} = \eta_i \quad \eta_i \dots \dots \text{支出の所得弾性値}$$

$$\frac{F_k}{I} = w_k \quad w_1 \dots \text{各財への支出割合}$$

$$\therefore 1 = \eta_1 w_1 + \eta_2 w_2 + \dots + \eta_n w_n$$

F_1 をヤミ食糧支出とすれば、

$$\eta_1 w_1 = 1 - \{\eta_2 w_2 + \dots + \eta_n w_n\}$$

ヤミ食糧以外への支出弾性値の支出割合によつて加重したもののが負でないかぎり

$$\eta_1 w_1 < 1$$

である。すなわちヤミ食糧へ支出増は配給制による所得効果より小さい。そしてここで前提された條件は、かりにヤミ食糧以外の財で低級財であるためにその所得弾性値が負であるものがあつても、その負の弾性値の加重和が非低級財の弾性値の加重和より小であることを要求している。そしてこの條件は經驗的に成立すると考えてよいであろう。

〔二〕 自治統制方式

一 管理制度が廢止されるならば、食糧の自由移動が回復されるであろうから、食糧需給の地域的不均衡が消滅して全國的に平準化された市場が成立するであろう。その市場におこなわれる價格水準は、ヤミ價格より低くかつ公定價格より高いものであることは明かであるのみでなく、前節において考察したところから、それは實效價格よりやや高目なものであろうこともほぼ推察できる。それは食糧配給にともなう正の所得効果がもたらすであろう餘剩購買力がすべてヤミ市場において費消しつくされてはいないとおもわれるからである。ただしそれは全國的規模における漠然たる推測である。管理制度が生みだした實效價格の地域的高低差は、右のような推測を地域的にあてはめるさいに、いくらかの修正を必要とするであろう。さらに管理制度のもとにおいては内外の米麥が等しく食糧として一括されているが、國民の食糧需要の「選好表」が變らない限り、内外の米麥それぞれについてその需給狀況に差異があり、そ

れぞれの自由價格水準については一様な判斷はできない。その需給狀況からいつてその價格水準が最も變動するであろうとおもわれるのは内地米の價格であろう。そこで問題を内地米價格を中心として考えてゆくこととする。米喰率の高い地域においては米配給による所得効果は最も高いはずであるが、それが生む餘剩購買力は、もしヤミ市場における供給條件が米喰率の低い大消費地と同じであれば、ヤミ價格を大幅に高める作用をなしたのであるが、實際は管理制度の副作用としてヤミ市場には米が潤澤に供給されるために、ヤミ價格は低目に押下げられる。したがつて餘剩購買力はヤミ市場においては殆んど費消されていない。かかる地域においては管理制度廢止以後に成立するであろう自由價格は實效價格より大幅に高くなるであろう。米喰率が低くヤミ市場における米の供給の少い大消費地にいたるほど實效價格と自由價格との差は狭められる。ただし大消費地における米喰率が著しく低いので、これを高めようとする米に對する超過需要が旺盛であろうから、たとえ米の自由移動がおこなわれても、その供給不足は解消しないであろうから、自由價格が實效價格と等しくなるとか、あるいはこれを下廻ることはないであろう。したがつて自由價格が實效價格をやや上廻るとするのは、大消費地の實效價格を中心として考へてのことであるとみて差支えないであろう。

この推測は現在管理制度が廢止されたと想定してのことである。もし管理制度の廢止にいたるまでの時間の經過にともなう價格水準の變動、あるいは廢止を見込んでの需要者側の價格豫想にともなう變動要因などを考慮することになれば、問題は解き難いまでに複雑になるであろう。それは、他の機會に觸れたように「^(註1)制度的變革を挟んだ價格豫想」という理論的にも實際的にもその解決の最も困難な問題をはらんでいる。その問題を正面から取扱ふことは、この小論のよくするところではない。以下の論述においては、制度廢止時に成立するであろう自由價格の水準は實效價

格をやや上廻るものであらうと推測してゆくとどめたい。そしてそのことを少し具象的に説明すれば、こうなる。成立するであらう自由價格はヤミ價格を上限とし公定價格を下限とする範域におちる。もし自由價格がヤミ價格の線まで上昇すれば、需要者は意外とおもうであらうが、しかしかかる意外なる事象がおこるかもしれないとの豫測はもつ。同様に自由價格が公定價格の線にまで低下することについても、意外ではあるが豫測し難いことではないであらう。この上下の二つの限界を飛びこえて自由價格が動くことは、全く意外なことではあるが、豫めかかる意外なことがおこるであらうとは考えていない。自由價格についての「可能なる意外さ」(Potential surprise)の範域が限定される。この範域のなかで、それがおこつても別に意外と感じない自由價格變動の範域がある。それは實效價格よりやや高いところを中心として、米價の標準變動率ほどの幅をもつた「内なる範域」(Inner range)である。この範域を價格が動くかぎり需要者は意外の感をもたない(No potential surprise)。管理制度廢止以後、自由價格の動きをこの「内なる範域」のなかに封じることができれば、食糧の流通秩序は安定するであらう。(註^③)

自由價格の變動を「内なる範域」のなかに収めるためには、準獨占的な流通機關が價格がこの範域を突破して上昇しようとするさいにはその上限價格で食糧を賣渡してこの上昇傾向を抑制し、また範域より下に低落しようとするさいにはその下限價格で食糧を買入れてこの低落傾向を抑制すればよい。管理制度以前において改正米穀法ないし米穀統制法のもとに政府はかかる方法によつて米價を調節してきた。同じ方法が管理制度廢止以後においてとりうるか否かは、政府が準獨占的な流通機關となりうるか否かにかかっている。戦前において政府が米穀流通に對して準獨占力をもちえたのは、米穀市場が外地米の供給増加のために「買手市場」になつていたからである。買手市場においては購買資金さえ潤澤ならば準獨占力をにぎりうる。戦後においては事情は異つてゐる。輸入依存度が高く、輸入品がそ

の品質においてすぐれている麥については、政府が輸入管理をおこなう限り、政府は準獨占的な流通機關となりうるであろう。政府の外麥の賣渡價格は麥市場の價格を支配するであろうから、政府は内麥についてもこの賣渡價格と關連ある價格をもつてこれが買入をおこないうるであろう。しかし米については、(イ)輸入依存度が低く、(ロ)外米は品質が悪く、かつ(ハ)内地米は供給不足の傾向が強いから、政府はただ販購資金を用意しただけでは、米の準獨占的流通機關となることは容易ではない。麥類、外米の賣渡によつて政府は米價形成にある程度の指導力を振うことはできるであろうが、その効果は間接的である。米價の調節をおこなうためには、特別の工夫が必要である。その工夫は端的にいつて米の流通市場に政府と協力して流通秩序の整備にあたる機關を見出すことにある。すなわち獨力をもつては流通秩序の整備をおこない難いが、政府が援助するならば公共的目的につかえる有力な流通機關となりうる可能性をもつた機關を見出さなくてはならない。かかる可能的な流通機關としては、協同組合系統機關が考えられるであろう。

註¹ 馬場啓之助稿「米麥の價格調整方式についての覺書」〔農業改良局研究部編『米麥統制撤廢問題に關する資料』昭和二六年二月、所收〕参照。

註² Hurwicz: Prediction and Least Squares, in: Cowles Commission: Statistical Inference in Dynamic Economic Models, T. C. Koopmans ed. 1950, pp. 266~271.

註³ Snackle, G. L. S: Expectation in Economics, Cambridge University Press, 1949, pp. 11~14.

二 管理制度が食糧流通秩序の確立にあたつて協同組合をその集買の代行機關として活用してきたことは周知の通りである。政府は經濟民主化の理念に則つて、集荷代行機關の選定は生産者の自主的判斷に委ねているが、その選定の結果、協同組合が集荷の九割以上（ほぼ九五％）を擔當している。それは一つには政府指定倉庫の大半を組合がにぎ

つてゐるためであるが、また同時に集買資金が系統機關を通して流されてゐるためでもある。制度的にも政府と組合の結合がつよい。もし管理制度が廃止され、食糧の流通機構が自由放任に委ねられるとすれば、協同組合の流通擔當機關としての力は弱められ、流通機構に空白状態が訪れるかもしれない。

管理制度のもとに集荷の代行機關となつてゐる協同組合は、その機能に關する限りにおいては、公團ないし營團と同じ性格をもつてゐる。公團ないし營團は、理論的にいへば、固定資本も運轉資本も不要である。必要な固定設備は政府保證のもとに借入れればよいであらう。またその販購資金も政府資金を使い、損益は政府會計に轉化され、ただ手数料だけを受取る。もつとも協同組合はたんに管理食糧の集荷代行だけをおこなつていたのではないから、公團ないし營團とその性格を全く等しくしてゐるといつては過言のそしりをうけるであらう。しかし代行機能だけを抽象して論ずれば、資本がなくてもできるはずである。そしてこの代行機能が組合經營において重要な地位を占めてゐる限り組合はその經營資本の充實においてかけるところがあるのも意外ではない。協同組合の出資金の過少が、その經營の健全化と關連して、強く指摘されてゐる。それは一つには協同組合の發足にあたり農業會よりの引繼資産の過少評價に由來してゐることは疑いないが、また同時に管理食糧の集荷代行業務が重要業務であつたためであることは否定しえない。集荷に必要な資金は、食糧管理特別會計から農林中央金庫に前渡金のかたちをとつて流される。協同組合はその集荷にあたつて一應その代金を供出農家の貯金に振替え、その貯金の拂出に對しては農林中金から信連を通じて前渡金を流されるから少しも不安はない。集荷された食糧の管理費は政府がみる。したがつてこの代行機能に關する限り、販購金融の問題はおこらない。

管理制度が廢止されれば協同組合の代行業務は清算される。それは公團ないし營團が、その業務の停止とともに清

算され、あとになんらの資産を残さないと同様である。したがつて管理制度廢止以後、協同組合が食糧の流通を擔當しようとするれば、それは新なる業務の開始を意味する。もつとも協同組合はその所有にかかる指定倉庫をもつてゐるから、その倉庫業務に關する限りは、食糧保管をおこなうのに困難はない。しかし食糧の販購業務については事情は別である。販購資金の調達なくしては、その業務は開始できない。

協同組合の財務状態は、次節に説明するように、満足すべきものではない。その自己資金（出資金と積立金）は固定資産と比較してみても充分ではない。その貯金は供出代金の振替貯金たる性格が強く、定期貯金の比率は約三割で低い。組合の増資と貯金の増額とその安定化は、協同組合の整備再建のために強く要望されている。しかし組合の再建はたんに自主的措施のみでは完全な効果が期待し難く、政府の援助がこれと併行しておこなわれている。この再建途上にある協同組合が、新たに食糧の販購資金を自力で調達することは容易ではないであらう。もし組合が食糧流通の擔當者として完全な機能を發揮しえないとすれば、供出代金の振替貯金を主要な内容としていた貯金も減少するであらう。この事業面と金融面における悪化は、たがいに因となり果となつて、組合機構を縮小過程におい込むおそれがある。したがつて食糧販購金融の確立は組合の將來にとつて重要な問題である。

三 協同組合の食糧關係販購金融の將來における可能性を吟味するためには、管理制度成立以前の米穀統制法時代の販購金融の状況を省みておく必要がある。米穀統制法のもとにおける統制方式は、自治統制方式であつたといつてよい。自治統制方式は二つの機能からなつてゐる。一つは政府が内外地米作の豐凶差による米穀供給量の變動を、その買入・賣渡によつて調節して、價格の安定をはからんとした間接統制機能であり、他は農家の出來秋における賣急ぎを抑制するために、組合系統機關がその販賣量を季節的に調節せんとした機能である。政府の需給調節と組合の季節

的調節の二つの機能が相補つて、價格安定の目的を達成せんとした。したがつて管理制度廢止以後における「より自由な統制方式」を考へるさいに、一つの參考資料となる方式である。この方式のもとに、組合と政府との協力がなされたさいの金融方式はいかなるものであつたらうか。

第一の政府の需給調節機能は、米穀需給調節特別會計をもととしておこなわれた。したがつてこの機能に關する限り、組合獨自の販購金融の問題はおこらないはずであるが、系統金融はこれと無關係であつたわけではない。政府が需給調節のために米を買上げるにあつて、系統機關はその業務の代理をおこなつてきた。この代理業務は米作の豐凶の差により年によつて繁閑の差はあつたが、系統機關の米取扱業務の主要な部門をなしていた。とくに昭和八年の大豐作のあとをうけて、昭和九年には政府買上米の取扱高は七、六〇〇萬圓を記録した。もつともこの年は例外であつて、その他の年度には一、〇〇〇萬圓程度を中心に高下していた。^(註1)政府買上米の代金は、翌年四月一日満期の米穀

證券を支拂われた。系統金融は、この米穀證券に對する金融を擔當していた。すなわち米穀證券(あるいは現品領收證)に對し擔保貸付をおこない、證券の賣却代金または償還金により手形金の返濟をうけていた。さらに米穀證券の買取をおこなつていた。政府の買上の増大にともない米穀證券の發行も増加し、系統金融の證券に對する擔保貸付および買取の業務も膨脹してきた。これに要する資金は、系統機關に餘裕金があつたさいには、これによつて賄われてきたが、外部資金の導入が必要ならば、日本銀行は證券の再割引に應じていたので、これにより容易に調達できた。昭和十五年にいたり、政府買上の増大にともない。證券の擔保貸付は廢止され、買取業務だけとなつた。この頃から、證券金融を通じて系統機關の日本銀行に對する關係は密接となり、さらに管理制度の成立以後は、系統機關の日銀依存關係は深化していつた。^(註2)すなわち管理制度の成立にともない、米穀證券は食糧證券とかわり、系統機關は代

行機關と化することになつて、日銀依存の食糧證券金融が食糧關係販購金融のすべてを吸収しつくした。

第二の組合の米穀販賣の季節的調節機能については、組合独自の金融問題が生ずるはずであるが、それは一つには組合金融に餘裕があつたため、また一つには政府の援助があつたために、困難なく解決されていた。組合の季節的調節機能のうちには、政府の奨励による粳貯藏のごときものが含まれていた。粳貯藏は政府より提供される低利資金をもとし、主として組合が粳を貯藏し、米價が一定水準（政府の定める最低價格の一割増）をこえるまでは、これを賣出さないこととし、價格安定に役立てようとした。それは組合の米穀販賣の自治統制の手段として、昭和七年公布の省令「米穀貯藏獎勵規則」に始まり、米穀統制法より自治管理制度にかけて、廣くおこなわれた。^(註3)それに要する資金は、預金部より系統機關を通じて流されていた。またその貯藏により生ずる經費・金利・保管料・運賃等については政府の助成金があつたし、貯藏粳が次年度に持越される場合の損耗・品傷・目減・古米格に對しても保證金が交付されていた。したがつて粳貯藏に伴う金融については、系統機關は何ら苦慮するところはなかつた。さらに、生産者の米穀貯藏と組合の共同販賣を助成するために、米穀應急資金として、預金部の低利資金が流されていた。もつとも系統機關が取扱つた米穀販購は、そのすべてがかかる政府指定融資のみに依存していたわけではなく、組合の自己金融と問屋の商業金融に依存しつつ、おこなわれたものもある。しかし販購金融の主流をなしたのは、何といつても政府が中央金庫を通じて系統機關に流した低利資金であつた。

系統機關が取扱つた米穀流通量は、單位組合の段階において、昭和九一一年當時で、農家の販賣量の二五%程度（九年二六・九%、一〇年二一・八%、一一年二七・二%）であつた。^(註4)それに要する販購資金は極めて大雜把にいえば年間延べにして約三億圓、ピーク時において一億圓程度であつた。^(註5)この一億圓のうち約六割は中金より融資され、

残り四割が組合の自己資金によつて賄われた。中金の融資の給源は自己資金の他は、政府の指定貸出のワックに對應し産業債券（後の農林債券）の發行あるいは預金部資金の借入にもとめられた。

産業債券（後の農林債券）は産業組合中央金庫（後の農林中金）の發行する一種の社債であり、中金の拂込濟出資金の十倍まで發行しうることになつていた。ただし貸付金の現在高、割引手形の現在高およびその所有にかかる有價證券現在高の合計をこえることはできないという制限はあつた。中金の出資金は當初三、〇〇〇萬圓であつたが、大正一三年の増資をへて、昭和九一一年當時は三、〇七〇萬圓となつていた。したがつて産業債券の發行限度は大きかつた。ところが産業債券の發行は、公募の形式をとらず、すべて預金部により引受けられていた。また昭和六年預金部資金運用規則の改正により、融通期間三年以内のものは債券發行の形式をとらず、借入金の形式で融通されることになつた。中金の短期資金は産業債券發行の形式によらず直接預金部より借入れられた。この借入金も固定化の傾向があれば産業債券の發行に切換えられた。^(註6)したがつて産業債券の發行あるいは預金部借入といつても、その性質は同じで、いずれも政府の低利資金の導入であつた。かかる政府融資は政府の指定貸出においておこなわれた。

米穀資金や収貯藏資金は、政府指定の短期融資であつたから、産業債券の發行形式によらず、貯金部よりの借入金で賄われた。もつとも政府指定貸出のワックはあつても、そのツナギ資金の需要があれば、中金はその自己資金をもつてツナギ融資をおこなうことになる。また中金の自己資金に餘裕があれば、たとえ政府指定貸出のワックはあつても、その限度一杯に政府融資を求めず、一部は中金の自己金融によつてこれを賄うことになる。昭和初期の農業恐慌から立直つてからは、系統金融は多額の餘裕金をもつことになつたので、かかる自己金融がおこなわれた。しかし自己資金による貸出は、これが固定化の傾向があれば、政府の指定貸出のワックがある以上、これに振替えうる途は残されて

いた。それのみではない。政府の指定貸出のワクがあることは、中金より系統機關に對して融資するにあたつて、受信機關の受信力を高めることになる。指定貸出のワクがなければ、リスクの高い金融でも、これがあれば、その安全性が高まる。また系統金融に對して、緊要なる資金需要に對して政府の指定貸出がおこなわれておれば、系統機關の中金の自己資金に對する需要が減少され、自己資金の餘裕ができてくる。そのことが逆に指定貸出のワク一杯の活用を必要としないことになる。このようにして中金の自己金融と政府の指定貸出とは相互に密接な關係がある。前者は後者に依存している。

系統機關の自治統制は、その金融面において、政府資金融資と關係が深い。そして政府資金融資は、産業債券發行あるいは預金部借入と政府の指定貸出とが裏はらになつておこなわれていた。また政府資金を中金より單位組合へ流すにあたつて、たとえば穀貯藏のごとき場合に、倉荷證券が擔保としてとられていた。倉荷證券が獨立の擔保として系統外との資金交流にあたつてとられていた例はないようである。

註1 計畫部稿「管理制度と米流通費の諸問題」(「農業綜合研究」臨時増刊號、昭和二五年三月、所收)とくにその第一三表参照

註2 農林中央金庫編『産業組合中央金庫史』第五章第十三節 食糧證券に詳しい説明がある。

註3 前掲書、第五章第二節 貸出、とくに二二六頁以下参照。

註4 農林中金調査部編「米に關する資料」收載の第一六表によつた。

註5 計畫部稿前掲論文、とくにその第一三表を参照。

註6 前掲『金庫史』第五章第十一節一産業債券、預金部借入金 参照。

四 戦前の自治統制時代における系統機關の販購金融の構成は、管理制度廢止以後の系統金融に對して何を暗示する

であろうか。先ず資金需要が、(イ)食糧販賣の季節的分布、(ロ)資金の回轉速度、(ハ)系統機關の取扱比率などの條件の變化に對應して變動してゆくであろう。戦前の米穀販賣は地主がその三八%近くを握つていたために、全體として季節的に平均化する可能性があつた。大正一四年より昭和五年までの期間においては、一〇～一二月で三七・六%、一～三月で二七・九%であり、一〇～三月で六五・五%が販賣されていた。^(註1)その後自治統制がすすみ、さらに自治管理がおこなわれるにおよんで、季節的販賣量の調節がすすみ、昭和一二年産米については、一〇～一二月で五五%となり、^(註2)平均賣がおこなわれていた。統制撤廃以後の販賣の季節的分布については、もとより正確な推計は困難であるが、農地改革により地主層が殆んど消滅したために、その販賣に季節的偏向があらわれるであろうことはほぼ確實である。農林省官房調査課が農家の資金需要をもととして推計したところによれば、一〇～一二月五〇・五%、一～三月三一・〇%、したがつて一〇～三月で八一・五%となる。^(註3)いわゆる窮迫販賣の様相を呈することになつてゐる。ただしこの推計は、管理制度下農業所得の收入に著しい時期的不均衡があるという制約のもとでおこなわれている農家支出の季節的分布をそのまま前提してゐるので、一〇～三月の販賣比率が過大になつてゐる傾向がある。しかしこれを修正すべき計數的根據がないのでこれをとる。もし右の販賣率を平均賣に近いかたちで調節しようとすれば、系統機關の資金需要は一〇～一二月のあいだに集中的にあらわれる。このことと資金の回轉速度との關係はどうなるか。自治統制時代においてはピーク時における資金需要は年間需要に對してほぼ三分の一であつた。この資金需要が、農家の窮迫販賣を抑制して平均賣を實現するために、系統機關が買持ちしているための需要であつたとすれば、この場合の資金の回轉速度を決定するものは、現實の米販賣の季節的比率ではなくて、農家の窮迫販賣をどれだけ抑制したかということである。したがつて統制撤廃以後の推定販賣率と比較さるべきものは、自治統制の影響を除去した農家の可能的

な季節的販賣率でなくてはならない。しかしこの點に對して推定を加へることは困難であるから、一應先ずこの點に關する修正をあと廻しにして、資金需要を推定することとする。統制撤廃以後におけるピーク時の資金需要は年間延需要に對して、販賣の季節性からいへば、自治統制時代のそれが三分の一であつたのに對して二分の一になるとみることが出来る。これはピーク時の三ヶ月間に資金の廻轉がないとみてのことである。もしこの三ヶ月間に資金の回轉があれば、その需要高は輕減できるであらう。この點についてはあとでふれる。次に、農家販賣總量に對する系統機關の取扱量は、自治統制時代ほぼ二五%であつたが、長い管理制度のあいだを通じて信用ある問屋が殆んど消滅しているので、統制撤廃以後流通秩序の安定のためには系統機關の擔當すべき役割は大きく、その取扱量は戦前の三倍程度に増大することが期待されるであらう。かかる想定のもとに系統機關における資金需要を推量してみよう。

自治統制時代（昭和九～一一年）におけるピーク時の系統金融の販賣資金需要一億圓は、現在（バリテイ指數二五〇として）二五〇億圓にあたる。統制撤廃による價格上昇をかりに三割とすれば、この資金需要は三二五億圓になる。ピーク時の資金需要の年間需要に對する比率が三分の一より二分の一に増大するとすれば、右はさらに四八七・五億圓になるが、概數としてこれを五〇〇億圓とみる。次に系統機關の取扱量が戦前の三倍になるとすれば、ピーク時の資金需要は一五〇〇億圓となる。ただしこの推量はピーク時三ヶ月間に資金の回轉が全くないとみてのことである。この想定を修正し、この間資金の回轉があつたものとすれば、資金需要はやや削減される。さきに引用した官房調査課の推定によれば、一〇～一二月における農家の販賣率は五〇・五%であつた。これを平均賣にするためには、この販賣量のほぼ半ばは系統機關が買持ちしてはなくてはならない。残りは市場に賣りだせばよい。買持ちする分については資金は回轉しないが、市場販賣分については資金はほぼ一月で回轉するものとする。この想定によれば一五〇〇

億圓のうち、七五〇億圓は期間中に三回轉するので、資金としては一、〇〇〇億あればよいことになる。ただしこの想定は、農家が系統機關に販賣しない分についても、農家なり問屋なりが、將來の値上りを期待して、販賣の時期待ちをするものとみている。この點、問題がないわけではないが、一應これは無視する。

系統機關が販購資金として一、〇〇〇億圓を必要とするとして、このうち系統機關内部の自己金融によつて調達しうるものは、次節に説明するように、三〇〇億圓であるとすれば、約七〇〇億圓は中金を通じて外部資金を導入しなくてはならない。中金は現在のところ食糧管理特別會計が食糧證券引あてに調達した資金のうちからピーク時四五〇億圓程度の前渡金をうけてこれを流しているが、統制撤廢以後はこの前渡金がなくなり、新たに七〇〇億圓程度の資金の融資を引うけなくてはなくなる。自治統制時代の經驗から類推して、政府の積極的な措置がなくてはかかる巨額な資金の調達は困難であらう。

中金の資金調達の方法としては、(イ)農林債券の發行限度の擴充、(ロ)倉荷證券擔保の融資、(ハ)政府の指定貸出などが考えられる。自治統制時代には農林債券（當時の産業債券）の發行と政府指定貸出とはその内容が同じものであり、預金部を通ずる政府低利資金の導入に他ならなかつた。また倉荷證券擔保は政府資金の系統内融通において活用されていた。したがつて三つの方法はたがいに結びついたものであり、政府の系統金融育成のワクのなかで動いていた。現在は事情も異なつていたので、三つの方法のそれぞれについて検討してみよう。

第一、農林債券の發行限度の擴充について検討するにあつては、まず戦後の農林債券が戦前の産業債券に較べてその性格が多少變つていることが注意される。農林債券（戦前の産業債券）の發行に關しては農林債券令（戦前の産業債券令）によつてその發行限度が出資金の十倍に定められていたが、昭和二五年「銀行等の債券發行等に關する法

律」(昭二五・三・二二)が制定されるにおよんで他の金融債と同列にその發行限度が規定されることになった。すなわち農林債券の發行限度は、他の金融債と同じく、自己資本(資本金および準備金)の金額の二十倍より預金總額および既發債券總額の和を差引いた限度となつた。この法律制度の趣旨は戰後經濟復興にとり最も緊要な長期資金の圓滑なる供給をはかるために金融債を發行せしめることにあつた。しかし一般の商業銀行においては自己資本に對する預金總額の比率が極めて高く、この限度内においては債券發行の餘地は殆んどなかつた。^(註4)債券發行のためには増資が必要であつた。商業銀行のみでなく、投資銀行にとつても事情は同じようであつた。したがつて長期金融の途を拓くためには、投資銀行たるにふさわしい銀行に對して増資をおこなわなくてはならない。政府は特定の銀行の増資新株を見返資金をもつて引受けることになつた。農林中金はそのうちに入つていた。當時の農林中金の出資金は(自治統制時代の三、〇七〇萬圓がその後數回増資されたので)四億圓であつた。これに對し系統出資により四億圓が増資されさらに見返資金より二〇億圓の新規出資がおこなわれ、中金の出資金は四億圓から一舉に二八億圓に増額された。その結果、農林債券の發行限度は一八〇億圓となつた。これに對應し中金は三年満期の中期債を年六〇億づつ發行してゆく計畫をたてた。

戰前の産業債券は全く公募することなくそのすべてが預金部により引受けられていた。しかるに戰後は昭和二十一年一月總司令部の覺書によつて預金部資金は中央地方の政府への貸出だけに限定され、金融債・社債等一般産業資金への運用は禁止された。農林債券の預金部資金による引受はおこなわれなくなつた。農林債券は「農林漁業復興資金融通に關する暫定措置」(昭二三・三・三・閣議決定)により復興金融金庫によつて引受けられたものを除いては市中消化をはからなくてはならなかつた。しかも復金の新規融資は昭和二三會計年度をもつて一切打切られた。したがつて新た

に農林債券の發行限度が擴充されたとはいへ、市中消化以外には方法がなく、その消化に一抹の不安があつた。局面打開のために、預金部資金による金融債引受の開始がつよく要望された。昭和二五年一二月にいたつて預金部資金の金融債引受について總司令部の了解がえられて、農林債券の預金部引受が復活した。しかし戦前と較べて、預金部融資は市中と同じ條件にたち、その融資限度は債券總額の五割をこえることはできないという制約があつて、その性格は異つてゐる。農林債券は政府の低利資金を導入する手段ではなくなつた。

農林債券は經濟復興に必要な長期資金を導入するために發行される。戦後農業長期金融が空白状態にあつたさい、農林中金は農林債券を通じて長期資金の調達にとめざるをえなかつた。これは短期金融機關として出發した中金にとつてはその性格變更である。農林債券は長期資金の募債に用いられた。その後、昭和二六年「農林漁業資金融通法」(昭二六・三・三一)の制定により、農業長期金融に新しい活路が拓かれたとはいへ、農林債券をあげて短期の販購資金に投入してしまうことは、長期金融を壓迫することになる。たとへこの點を無視して、農林債券を六カ月程度の短期債を中心として發行することとしても、それによつて食糧關係の販購資金を充分に調達することはできない。債券發行限度の擴充と債券消化の促進とが必要になる。おそらく農林債券發行のみをもつて販購資金を調達せんとすることは無理であらう。

次に倉荷證券擔保による販購資金の調達について検討しよう。もし協同組合の發行する倉荷證券が適格な擔保として認められ、これを擔保とする手形が、現在の農業手形のごとく、たとえば日本銀行によつて適格手形として承認されれば、販購金融の途は拓かれるであらう。ところで倉荷證券が適格擔保となるためには、(イ)倉庫の保管條件の良否(ロ)保管物件の商品としての良否、(ハ)倉庫業者(協同組合)の經營狀態の良否などの條件を勘案してある基準に合格し

なくてはならない。

現在、食糧の保管にあたっているものは主として（九六・六％）政府指定倉庫である。指定倉庫の六割（六〇・七％）は組合の自庫であり、四割（三九・三％）は借庫である。自庫の方が借庫より概して傑れている。しかし自庫が保管倉庫としてすべて適格な條件をそなえているわけではない。倉庫保管にとつて重要な條件である燻蒸操作の能否についてみるに、指定倉庫の六八・一％が燻蒸可能であり、そのうち六六・七％は自庫、三三・三％は借庫である。自庫にして燻蒸可能のものは指定倉庫の四五・四％、全體の四三・二％である。^(註5)さらに燻蒸の能否だけでなく、倉庫の構造と施設、盜難防火施設、倉庫收容力、保管技術、保管事務能力、事故發生、立地條件などを勘案して、倉庫をA B C Dの四階級に分類したところによると、燻蒸可能の自庫のうちA級は五〇・六％、B級は三九・六％である。^(註6)したがつて燻蒸可能なA級の自庫は全體の二割、B級を含めても四割程度である。したがつて組合が米の七〇・八割を握るとすれば、そのすべてが優良な倉庫に收容されるわけではない。この點だけからいっても組合發行の倉荷證券のすべてが適格擔保となるとはいえない。組合自庫の整備擴充が必要である。

さらに米價の變動、組合の經營力などをも考え合せると、倉庫證券が金融の適格擔保となりうるか否か、疑問である。政府が介入することなく、倉荷證券擔保の金融によつて販賣資金の調達が充分におこなわれるとみるのは、樂觀すぎるであろう。かくて最後に政府の指定貸出がのこる。この方式の、検討を通じてわれわれは本節(一)で提出した問題に「統制撤廢」以後流通秩序の安定をもたらすために必要となる政府と組合の協力體制の吟味にたしかえることになる。

註1 本邦農業要覽による。詳しくは、本稿Ⅱの四に引用した第一〇表 月別販賣率の推定 についてみられたい。

註2 農林省農業改良局統計調査部編『日本農業統計要覽』による。

註3 農林省官房調査課作成『米穀商品化に關する基礎資料』による。詳しくは本稿Ⅱの四に引用した第一一表 階層別時期別商品化量についてみられたい。

註4 たとえば昭和二四年上半期普通銀行六五行の合計について、資本金一三三億圓、積立金一六億圓、したがって自己資本計一四九億圓に對して預金總額六、四二〇億圓であつた。すなわち預金總額は自己資本の四二倍におよび、債券發行の餘地はなかつた。(官房金融課編『金融情報』一一號参照)

註5 農業復興會議編『日本農業年鑑』一九五二年版、第一章農業協同組合 第四六表参照。

註6 畠中巽稿「食糧の保管について」(『食糧管理月報』第三卷第八號所收)に、食糧廳が實施した農業倉庫實績調査の説明がある。なお『食糧管理年報』昭和二五年版 三九一頁以下に調査結果の集計表がある。

五 「統制撤廢」以後政府が需給調節によつて米の流通秩序を安定せしむることは困難であり、そのためには政府は

有力な流通機構の擔當者の協力を求めることが必要であると考えて、かかる協力者として系統機關が適格か否かを検討してきた。しかるに系統機關が有力な流通擔當者となるためには、その金融面において政府の協力を必要とすることが明かになつた。かくて政府と系統機關とは相互に協力を必要とする立場にある。兩者が相協力し合つて、管理制度廢止以後の流通秩序の安定につとめるとすれば、それは戦前とは内容は異なるであらうが、一種の自治統制方式となる。「統制撤廢」といつても、その後にくるものは「より自由な統制方式」となるであらう。

自治統制方式においては、政府が組合を需給調節と價格安定との達成のための協力者として活用することを主旨としている。政府が直接おこなう需給調節は最低價格における買入、最高價格における賣渡を通じておこなわれる。この操作は組合の販購金融と間接の關係はあるが、直接の關連はない。組合の任務は米の出廻期における出荷を調節し

て、米價が最低價格にまで低落することを防止するにある。たとえ最低價格なら政府が米を無制限に買上げるとしても、組合は農家の窮迫販賣を抑制せずただこれを政府に買上げさせるだけではその任務をはたしえない。組合としては最低價格（たとえそれが公定價格よりかなり高目のものであつても）以上で賣渡したい。そのためには出廻期において農家の賣急ぎにより價格不調の傾向があるさいには、買持ちしていなくてはならない。最低價格で組合がオフア―すれば政府はその買入を拒むことはできない。それは組合にとつて一つの權利である。しかしこの權利をできるだけ行使しないことが望ましい。

また政府にとつては、米價が最高價格を突破しようとするさいには、手持米を賣出してこの傾向を抑制することが必要であるが、政府がそのとき必要な米を保有しているとは限らない。かかる必要に應ずるためには、政府はたとえ最高價格であつても一定量の米をかならず買入れうるといふ保證があることが望ましい。

政府と組合との要求を同時に満足するためには、兩者が双務協定を締結すればよい。すなわち政府と組合とのあいだで一定期間（たとえば三ヶ月）ごとに一定量を保證限度として定め、一方組合の要求があればこの限度内において政府は最低價格で低利（國債利率程度）で融資おこなうとともに、他方政府が最高價格をオフア―したさいには組合は融資をうけた限度において現物を譲り渡さなくてはならない。これはアメリカの農産物價格支持制度と國際小麥協定とのアイデアを模したものである。

双務協定にとつての問題點は、最低價格と最高價格をいかに定めるか、また保證量をいかに定めるかにある。「統制撤廢」以後の米價の水準は實效價格よりやや高目であろうとみられる。この水準を中心として價格の標準變動率程度の上下の幅を定めて、最高・最低の兩價格を求める他はない。それはすでに述べたごとくである。また三ヶ月程度の

期間ごとに双務協定を變えてゆくとすれば、それぞれの價格は季節變動を加味して、先高にきめてゆくべきである。

保證量は、先に推定されたような農家の季節的販賣率が平均賣の比率をこえる分を目安として、その限度内に定める。したがつて農家の販賣比率が過大であると推定される一〇―十二月、一―三月の兩期についてのみ、保證量のワックが考えられる。双務協定をこの兩期をこえて適用しようとすることは實際的でないであろう。

この双務協定に要する政府資金は食糧證券を發行して調達し、特別會計をもつて處理すればよいであろう。この措置によつて、系統金融に米販賣の季節的調節をおこなうに充分な資金が流れるか否かは、保證量の定め方によつてきまる。しかし先に推定したような販賣資金の要融資額のすべてを賄うにたるほど保證量を大きくすることは、市場に對して擬制的な超過需要をつくりだし、これを壓迫することになるから、不適當であろう。したがつてこの方法だけで系統販賣金融の問題がすべて解決されるわけではない。他の融資方法、たとえば短期農林債券の發行などによつて補充する必要はあろう。ただ倉荷證券擔保は、双務協定による政府融資にあたつてその擔保としてとることが考えられるばかりでなく、農林債券によつて調達された資金が系統内に流されるさいの擔保となることもあろうから、獨立の融資方式としては成立し難いとみる他はない。

双務協定を中心とした自治統制方式は、ただ一つの假設にすぎない。「統制撤廢」をおこなうとして、他に適當な方式もあるであろう。しかしここではその方式を全面的に検討しようとはしない。ただ右の假設がはたして實行可能か否かを、系統機關の流通擔當者としての實情を吟味しつつ検討してゆきたい。さらに系統機關にこの方式を受入れる素地があつたとしても、系統機關がはたして農民をつかんでゆくことができるか否かを、農村の實態を事例的に分析

しつつ検討してゆきたく思う。

Ⅱ 流通機構擔當者としての系統機關の機能分析

〔一〕 農業協同組合の現状

(1) 農業協同組合財務の概況　農業協同組合法が施行されてから、農協の設立は急速に行われ、極めて短期間に全國的組織が出来上つた。農業會よりの單なる引繼ぎである總合組合以外に、特殊組合も累増し、昭和二六年三月において、三五、一八九組合に達した。われわれがここで問題とする總合事業を営む組合數も一三、三〇〇組合と、一村一組合以上の設立となつた。

このような組合設立狀況は、一應は組合運動の普及の放果として考えられないこともないが、もともと零細な農業經營を基盤とする農業協同組合にとつてこのような亂立傾向が、果して農協精神の具現として喜ぶべきことであるかどうかは疑わしい。既に昭和二二年以降、經濟情勢の變動に従つて農協の經營は大きく動かされ、多くの農協は經營不振におちいり、貯拂停止にまで立ち至つた單協の數も少くない。(昭和二五年度停止組合二三六組合、制限組合五七四組合に達している。)かかる事情のために二六年度において農業協同組合再建整備法が公布され、多額の融資を財政支出において行わざるを得なくなつた。

このような農協不振の原因を經濟狀態の思わざる惡化、役職員の經營能力の不足、組合員の農協活動に對する無關

心等に歸するのでは問題の根本をつくことにならず、組合の現在置かれている經濟的な基盤の貧困さが、基本的な要因として指摘されなければなるまい。市町村の行政區域の狹さが問題になつてゐる現状において、なお一町村に二つ三つの組合が併存しているということ自體に問題があるのであつて、組合數の多さを誇るべきでなく、組合の内容の本質的なものに目を向けなければならない。

系統機關が管理制度廢止後において自主的な流通秩序擔當者たり得るか否かを知るためには、矢張りこの經濟的基盤の強さ（あるいは弱さ）が果してどの程度であるかを確認しなければならない。

現在の單位協同組合は一組合當り三〇〇〓五〇〇人程度のもが一番多く、平均五六五人となつてゐる。また組合當り耕地面積は田二四一町、畑二〇八町である。これが組合の經濟力の基盤の概略である。さらに組合の財務の概況についていえば、昭和二六年六月現在、固定資産一三六・六萬圓に對して出資金六九萬圓、貸出金三八五・八萬圓に對して借入金二〇八・三萬圓、預け金三九九・六萬圓に對して貯金九八八・四萬圓である。事業資金は二二〇・一萬圓である。その規模は大きくない。とくに固定資産に對する出資金の少ないこと、貯金の定期的安定性が少ないにかかわらず預け金が少なくかつ事業資金の多いことなど、その財務狀況の芳しからぬことを示してゐる。（註一）

このような貧弱な經濟條件の下でなお、一組合當りの役職員は平均二六人に上つてゐる。組合の經營規模が小さいことから事業分量が過少となり、經費高、サービスの不良、勞働能率の低さが導かれる。僅かの經濟變動にも耐えられないような貧弱な資本、劣悪な施設の下では農業生産・農民生活に役立つ事業もおこなえない。

組合の購買事業における滞貨の増大、信用事業における一部貸付金の焦げ付きによつて、急激に經營が悪化するに至つたことは、上述のような經濟基盤の貧弱さを如實に表現したものといえるであらう。二六年における協同組合に

第1表 農協再建整備獎勵金所要額（單位千圓）

農業協同組合理部（26. 11. 19）

組合名	組合數	缺損金 a	固定資産 b	自己資本 c	自己資本 不足額 a+b-c	昭和26年 度基準による 獎勵金 d
單協	2,562	4,111,684	3,322,778	1,439,428	5,995,034	99,917
購連	24	2,512,736	361,264	162,733	2,711,267	40,668
販連	17	758,403	794,391	153,862	1,398,932	20,983
事業連	21	3,288,221	1,704,745	493,305	4,494,661	67,418
厚生連	13	158,885	523,961	73,020	609,826	9,147
他縣連	24	351,855	322,028	58,368	615,515	9,232
郡連	42	198,349	191,995	79,297	310,947	4,665
全國連	6	921,041	406,802	119,367	1,208,476	18,127
連合會計	147	8,189,390	4,305,186	1,144,952	11,349,624	170,240
總計	2,707	12,301,074	7,627,964	2,584,380	17,344,658	270,157

組合名	組合數	固定化 在庫品 k	同利子 補給金 i	固定化 債權 l	同利子 補給金 g	利子補給 金合計 (i+g)	獎勵金 所要額 d+h
單協	2,562	1,029,514	30,886	2,827,721	94,257	125,143	225,060
購連	24	438,102	19,711	469,334	23,456	43,167	83,835
販連	17	55,534	2,497	281,076	14,052	16,549	37,532
事業連	21	855,362	38,491	755,623	37,781	76,272	143,690
厚生連	13	33,578	1,511	45,000	2,248	3,759	12,906
他縣連	24	23,586	1,061	136,659	6,836	7,897	17,129
郡連	42	38,136	1,713	41,132	2,059	3,772	8,437
全國連	6	43,359	1,951	56,694	27,835	29,786	47,913
連合會計	147	430,359	66,935	2,285,518	114,267	181,202	351,442
總計	2,707	1,487,677	97,821	5,113,239	208,524	306,345	576,502

（註） 本表は獎勵金交付豫定組合及び連合會に對する獎勵金所要額核算基礎である。

對する再建整備の實狀は第一表の如くである。

二六年は二五年に比して朝鮮事變による一般的な好景氣によつて協同組合の經營は好轉してゐるのであるがなお缺損金を出してゐる單協は全體の四三%であり、一組合當り缺損金は三五萬圓である。再建整備を要する組合は全體の二〇%以上であり、獎勵金の交付對象となつたものでも單協二、五六二組合、缺損金總額四、一一一萬圓、連合會一四七組合、缺損金八、一八九萬圓に上つてゐる。さ

らに固定化した在庫品評價額及び債權額は六六億圓餘であり、缺損の補填と固定化負債の利子補給とで實に五七六百萬圓の獎勵金を必要とする状態である。

純然たる經濟行爲を行う、レッセフェールの原則にのつとつた農業協同組合が現在既にこのような強力な支柱を政府において與えない限り崩壊にひんしている。この事實は、農協系統機關の基本的な弱さを如實に露呈したものである。

これを戦前の産業組合當時のものと比較してどの面にその弱點を藏しているかをみると、第一には自己資金の劣弱なことである。一組合當りの出資金を昭和一二年當時の物價水準にデフレートしてみると、一、三〇〇圓となる。これは當時の出資金一萬九千圓餘に比して一割以下である。インフレ過程において出資金が過少なものは或る程度止むを得ないであろうが、それと同時に、農業會から引繼がれた資金が相當不良資産であつたことが、農協の負擔を餘計重くしているのである。そのため當然のことながら組合の資金において他人資本の占める比率が大きく、第二表(一)の資金構成の戦前との比較から分るように、昭和三年の如きは貯金が九五%を占め自己資金が一割以下に落ちていて、戦前の自己資金二〇%以上というのに比べればいかに貧弱になつたかが分る。

さらに資金運用の面からみると第二表(二)に示すように農業會當時に比して貸出金の比率が増大し、餘裕金の比率は減少している。同時に固定資産と自己資本の比率は急激に悪化していて、約半分しか自己資金でまかなつていない状況である。少なくとも固定資産は自己資金で充當すべきが農協經營の常道であらう。

このように資金の構成・運営が戦前に比較して不安定な状態にあることが、農協の現在の經營の悪化をもたらしたものであり、後述するような流通機構擔當者として自己資金の造成に非常な弱點となり、この點の改善が農協再建の課題となつていたのである。このような農協經營の不振を事業部門別に検討してみると、後出第一圖及び第一五表に示す部門別損益表で分るように缺損金は購買・利用事業において生じている。

第2表の(一) 農協の戦前戦後の資金構成の變化

	産業組合		農業會	農 協	
	昭和7年	昭和12年	昭和18年	昭和23年	昭和25年
拂込済出資(A)	14.0	11.2	3.6	2.2	4.3
準備金及び積立金	7.6	6.5	—	0.1	0.3
借入金(B)	16.8	10.6	1.1	2.7	17.4
計	61.6	71.7	95.3	95.0	78.0
A/B	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	22.8	15.5	—	2.4	5.5

昭和25年は9月、他は各年とも12月。全指連『財務の變化』より引用。

第二表の(二) 同じく資金運用狀況の變化

	18年12月	23年9月	25年9月
餘金／貯金	88.0	60.5	45.8
貸出金／貯金	11.7	16.5	38.5
事業資金／貯金	4.2	18.9	20.0
自己資本／固定資本	110.9	122.8	52.5

全指連『財務の變化』より引用。

総合組合としての單協で依然有利なのは信用事業と販賣事業であつて、組合經營を左右するものはこの二事業である。しかも單協にとつて信用事業収益の大きな部分が農手貸付であり、販賣事業・倉庫事業の大部分が米であることを考えると、國家管理方式による流通機構の改變がいかに系統機關にとつて大きい意味をもっているかが分る。以下この二部面について特に考察してみることとする。

(2) 信用事業の分析

單協の信用事業は逐年資金量の増額を示しているがこれは主として米價の上昇に伴う必然的増額であつて、信用事業の發展を物語るものではない。組合による農家貯金の吸收度合をみても農協貯金は農家總預貯金の六四％と推定されている程度で、供出代金を一應全部農協の貯金に

拂込むという制度のもとにあつてさえもこの程度以上にならない。このような現状では、今後供出制度の撤廢が農家預貯金の吸收率に相當の悪影響をもたらすであらうと推察される。現在においても郵便貯金の増加率と農協貯金の増加率とを比較してみると、二五年五月末と二六年六月末の一カ年間に郵貯は五一億、單協は一八〇億の増加と相當

の開きがみられる。^(註3) 勿論郵貯が農家のみから吸収されるのではないが、農村縣における郵貯の増加率も顯著であつて、統制の存続している現在においてなお、農協の信用事業における組合員の把握力が次第に弱まりつつあるという

現象は否定出来ない。

農協の借入金についてはその特色を農手の増加に見ることが出来るよう。

農手借入残高は二五年九月末一四四億圓に對し二六年九月末には一八七億圓と、四三億圓の増加である。農協全體の借入金から農手を差引いた残額は約一〇〇億であつて大して増減なく、農協の資金繰りにおける農手の意義は非常に大きいことが分る(第三表参照)。この農手は日銀、中金を通じて流される特殊な信用造出であつて、農業内部の循環によつては農家の生産資金をも産み出し得ないことを示す。農手の運用については色々批判があり、農家の手に渡つてゐる農手の額と中金より出ている額と合なないといった風に、途中で組合の運轉資金・貯拂資金にあてられてゐる事實もあるが、それだけに、組合の資金繰りに農手が寄與している程度は考えられる以上に大きいものがあるといえよう。農手制度の確立以來、農家においても、農協においてもこの資金に頼るところ大きく、供出制度とからみあつて、生産資金に對する特殊な金融制度はもはや必要缺くべからざる

第3表 借 入 金 の 推 移

(單位百萬圓)

年 月	農 協			信 連		
	借入金	農手借入	差引額	借入金	農手借入	差引額
昭和25年3月	12,878	3,587	9,291	9,963	3,587	6,376
6月	20,880	11,600	9,280	16,530	11,600	4,930
9月	24,104	14,235	9,669	20,038	14,435	5,603
12月	11,028	1,485	9,543	2,585	568	2,017
昭和26年3月	14,175	5,349	8,826	10,360	4,606	5,754
6月	26,070	15,960	10,110	20,460	15,062	5,398
9月	30,532	18,772	11,760	24,788	18,712	6,076

農林中金調べ。

ものとなつてしまつた。

系統機關による流通秩序の確立においてこのような生産資金の前貸しが何等かの形で行われざる限り、農協の資金繰りは極端に悪化し、農家が單協から短期の借入（肥料購入資金・生活資金を含めて）が不可能になり、農協の農家に對する把握力は弱まり、農家は昔の形の「青田賣り」を行うのやむなきに至ることとなるであらう。現在の農手制度そのものが收穫されるものを擔保にしている前借資金である以上、本質的には青田賣りと異らない。しかしその資金が比較的低位に政府・農協系統機關を通じて行われれば、生産資金の前貸し、集荷の特約という形をとつても流通秩序の確立としてかえつて望ましい形であり、前述したような系統機關の役割の強化としての強い役目をも持つことになる。^(註4)もしそれが一般商人・高利貸資本の手によつて行われる場合には、市場に對する攪亂要因となり、また農民に對しては搾取手段となり、前述のような目的を果し得ないことになる。農手の農協・農家に及ぼしている影響を考へる時、新しい統制方式と農手制度は兩立不可分のものと考へらるべきものであらう。

(3) 販売事業の分析 現在の農協にとつて販賣事業が非常に重要な部門であることは疑いをいれない。今戦前と比較すれば、現在の農協の基盤が販賣事業、特に米の販賣にあることがはつきりする。戦前の産業組合が信用組合的であつたということは、第四表に示す收入構成比率において、信用事業収入が五〇%以上を占めていたことからものはつきりしよう。農業會となり農協同組合となるにつれて販賣事業のウェイトが増大し、二三年には二九%、二四年二三%という比率を占めている。しかもその販賣事業のうち米麥、いも、雜穀という統制主要食糧の販賣高が昭和二四年度において全體の八五%（後出第六表参照）を占めているのであつて、いかに統制經濟における農協の役割が大きいかを示すものである。統制食糧を扱う農協の販賣事業は眞の意味の販賣でなくて、單に國家管理機構の集荷・保管における代行業務である。統制經濟の下における集荷手数料・保管料が公定されたものであつて利が薄いといへ、

第4表 農業團體における収入構成比率

収入部門別	産業組合		農業會		農協	
	12年	16年	19年	20年	23年	24年
貸付金収入	45.3	19.1	5.5	4.0	5.7	11.0
貸付金収入	5.5	7.7	9.4	10.2	29.4	23.2
貸付金収入	12.1	13.1	5.7	6.0	21.0	15.7
貸付金収入	5.3	7.6	3.7	4.1	13.3	13.8
貸付金収入	13.6	23.9	41.9	45.2	11.0	11.1
貸付金収入	18.2	28.6	18.1	20.0	9.0	7.2
貸付金収入			15.7	10.5	10.6	11.0
貸付金収入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (1) 保管料収入は販賣事業収入へ、指導事業収入は賦課金と補助金の合計である。
 (2) 米坂龍男「組合經營の盲點」、全指連『農業協同組合』26年8月號より。

全く危険の伴わない安全かつ確實な業務である。しかも食糧は供出と同時に管理食糧となり、政府所有となるので、その販賣資金はすべて食糧管理特別會計が負擔する。系統金融は何らの信用造出を伴うことなく、食糧の取扱いがおこなえるわけである。また農業會當時と異なつて完全獨占的でないとはいえ、單協の取扱數量は、米・麥ともに全供出量の九五%であつて、供出制度の存する限りこの數字はあまり動かないであろうから、單協の販賣事業が經營上有利なものであることも動かない事實として間違いない。

このような獨占的な現狀にあぐらをかいている農協にとつて、現在の供出制度は重要な支柱である。もし現行の供出制度の崩壊によつて農協は戦前の産業組合當時の生産者の把握力しか維持出来ないとなれば、販賣事業は全く危殆に瀕するというよりほかはない。戦前産業組合全盛の昭和十一年においてすら、産組系統の取扱量は米二四・九%、小麥四二%であつたことを思えば、戦中戦後商人の壊滅甚しいとはいえ、現在の農協當事者は危惧の念強からざるをえない。

い。まして統制經濟の十年間において、一部の農協當事者は官僚的・獨善的經營になれて販賣事業——即ち市場に物を賣るということを忘れている向きがないではない。全販連で二五年度初めから販賣組織化運動を展開したが、その

第5表 農業倉庫の現況

(昭和26年1月1日現在)

	自 庫		借 庫		計	
	實 數	割 合	實 數	割 合	實 數	割 合
棟 數(千棟)	23	62.16%	14	37.84%	37	100.0%
坪 數(千坪)	858	82.42	183	17.58	1,041	100.0
平常收容量(千俵)	62,731	86.57	9,731	13.48	72,462	100.0
1棟當平均坪數(坪)	37.2	-	13.0	-	28.1	-
1棟當平均收容量(俵)	73.1	-	53.7	-	69.5	-

『食糧管理年報』(昭和25年)による。

中の基本方針中に「市場對策の確立」というのがある。市場對策が販賣の本質であるべきものが、農協經營者に改めて市場對策を確立せよと言わねばならない位に經營感覺を失つてゐるのである。(註5)現實に、いも・雜穀類は統制撤廢にしたがい、農協の取扱量は急激に減少してゐる。いもの如く統制中は九九%までが農協の取扱いであつたものが、現在澱粉用の原料いもを除いては殆んどが商人の手に移つてゐるという。主要食糧の場合については取扱高も大きく、農協も最大の努力を拂つて確保につとめるであろうから、いも類のようなことはないにしても、現状を維持することは誠に至難のことといえよう。

集荷に關してはこのように自治統制方式への移行に伴う難點が種々考えられるが、保管に關しての農業倉庫の現狀はかなり樂觀的であるといえよう。

農業倉庫は政府の奨勵助成もあつて普及は著るしく、農協の自庫が殆んどで借庫は一七%程度であり、保管能力において懸念される點は少ない(第五表参照)。只戰時を通じて修理・新設が行われていないため、設備の老朽化悪化は相當なものであり、適格性に乏しい倉庫が相當數に及んでいることは重要な問題であつて、金融手段としての倉庫證券の可否といつた問題になると、この適格性が云々されるであらう。この點については、前述したところにゆ

する。

註1 この數字は財務狀況を除き昭和二五年三月末の數字である（第六表參照。『第二次農業協同組合統計表』による。）

註2 農漁業協同組合再建整備法（昭和云、四七法四〇）では事業の繼續に著るしい支障をきたすことなしに債務辨済が出来ない組合、連合會に再建整備の目標をたてさせ、これに對し行政廳は助言・指導に當り、増資獎勵金及び固定化資金利子補給金を交附することとしている。

註3 農林中金調査による（『農協年鑑』一九五二年版よりとる。）

註4 農手制度は二七年産に對するものからや變更され統制撤廢になつた場合にも適用されるような形になつてゐる。販賣に關しては資金融通を受けた先に必ず賣らねばならないというのでなく、どこへ賣つてもよいようになつてゐる。

註5 全販連の販賣組織化運動の基本方針として次の五ヶ條が掲げられてゐる。

- (一) 新たな農協理念の高揚と徹底
- (二) 系統組織による計畫的出荷體制の整備と自主的販賣體制の確立
- (三) 販賣面よりする生産指導
- (四) 市場對策の確立
- (五) 資金對策の確立

第6表 組合の現狀

調査組合員數	10,447
{正組合員數	5,398千人
{準組合員數	515千人
一組合當り組合員	5,913千人
{拂込濟出資額	4,343百万円
{一組合當り出資金	415千円
調査組合員數	11,419
{貯	107,013百万円
{一組合當り貯金	9,370千円
{借入金	10,383百万円
{一組合當り借入金	908千円
{固定資産	12,499百万円
{一組合當り固定資産	1,095千円
販賣總額	198,582百万円 (100.0%)
内 {米	142,778 (71.9)
{イモ・雜穀	27,322 (13.8)

農業協同組合部、昭和24年度『第二次農業協同組合統計表』より。

〔二〕 農業協同組合の受信力

以上農協の現狀は經營面からみても、資本構成からみても左程好況にあるとはいえない。再建整備の狙いもこの現狀を好轉せんがための努力であり、財務基準に對する警告に示してある基準も、この農協の強化を目指す目標である。このような農協に「統制撤廢」以後、流通擔當者としての責務を與えようとする場合、どの程度の能力があるかを金融面から考察するにあつては、農協の受信力の程度の判定が問題となる。

純粹の金融ベースに立つて現在の農協がもつ受信力を測るには、次のような考え方が一つある。

現在の單協の出資金、積立金、剩餘金を加へ合せたものを融資の見返り擔保と考えそれだけが最低の融資量とするものである。第七表には全國的集計を示したが、これだけでは僅か一三億餘にしかない。これは前に資金構成のところで示したように現在の農協の出資金が過少であり、二四、二三年の經營悪化にまつて缺損

第7表 市町村單協の受信力に關する調査
(單位百萬圓)
(昭和26.3.31現在)

調査組合數	拂込資金	準備金		剩餘金	計
		積立金 勘定	退職手 當積立金		
12,430	7,995	513	149	7,274	1,382

第8表 自己資金運用可能額推定 (單位百萬圓)

年 月	系統外 單協 (a)	預金の50% 信連 (b)	金融債 (c)	中餘裕金 (d)	計
25.7	2,754	1,666	2,451	7,110	13,984
8	2,678	1,737	〃	1,437	13,304
9	2,765	2,377	〃	5,657	13,253
10	2,884	2,377	〃	5,279	12,993
11	3,012	2,802	〃	5,351	13,618
12	3,663	4,864	〃	11,534	22,514
26.1	3,911	5,181	〃	8,857	20,402
2	3,898	4,482	〃	2,862	13,696
3	3,190	2,810	〃	4,832	13,284
4	3,373	2,340	〃	3,385	11,551
5	3,254	1,945	〃	3,479	10,131
6	3,318	2,207	〃	3,319	11,297

昭和26年11月 農業協同組合課調べ。

しかしこの數値によつて受信力を測定することは正しくない。すなわち全國的な數値は、缺損金を出した農協と剩餘金を出した農協とが一緒に集計されてこの値になつたのであつて、受信力の面をみるとすれば農協中剩餘金を出しているもの（五八％弱）についてののみ集計する必要がある。健全組合の分だけの出資金準備金は約五〇億（全體の出資金・準備金に健全組合數のパーセンテージをかけた額）となるが、經營狀況のよい農協は大體において出資金も多く、積立金も多いといつたことも考えられるから、單なる組合數の比率から計算される額よりは現實の受信力はあるかに大きいことが推定される。しかしいずれにせよ、所要販購資金需要額に較べては問題にならないほど少ない。

受信力が少ないことは一方においては自己資金の造成力も弱いことになることは當然であらう。同じく系統機關の自己資金中運用可能分を推定したものを第八表に示す。これは單協、信連の系統外預金の半分が運用可能な資金とみなし、それに信連手持の金融債と中金の餘裕金から拂戻準備金を差引いた額とを加えて、一應運用可能な自己資金としたものである。最高時において二〇〇億位となる。系統外預金の五〇％を運用可能とみた點には確たる根據はないようであるが、系統外預金は金利がよいために單協信連が市中銀行を利用しているということもあるが、一部には系統機關からの運轉資金の流れ方の悪いために市中銀行からの借入の必要があり、その見返りとして強制的に系統外預金をしているのもあつて、一樣に遊び金と考えるわけにはいかないからであらう。

いずれにしても自己資金と受信力を合せても三〇〇億にみない資金では、米麥の集荷・保管資金としては大したことはない。財政資金の必要性の強調されるゆえんである。もし政府が系統金融に融資するにあたつて、前節で想定したような双務協定を條件とすれば、系統機關はこれを受入れる可能性があるといつてよい。

〔三〕 農業協同組合の農家把握力

流通擔當者としての農協が、資金面において種々難點を持つことが以上のように考えられるが、これは政府の手で重點的に農協系統機關に財政資金を流すという政策的な手が打たれば問題はやや輕減する。しかしその面だけの解決で農協が新方式の主役がつとまるか否かは判定出来ない。

もし農家において米麥を農協に賣ることをよしとしないならば、農協がいくら買付資金を多量に持つておつたにせよ集荷出來得るとは限らない。又單協の方は組合員の米麥を集荷し得たとしても、その單協が上部系統機關・縣販連全販連を通じて賣るとは必ずしも限らない。それ故に、次に單協がどの程度農家を把握し得るかが問題となる。

現在農家での農協利用度を推定したものを、第九表に掲げるが、米麥の高い利用度は前にも述べたように供出制度の下における特殊現象と考えられる故、信用事業における七八%、購賣事業における肥料の五九%、等がむしろ米麥の將來に對する目安となるものであらう。又最近の肥料においてみられるように單協段階では利用度が高いが、縣段階・全購連段階になると利用度がおちるといふ形は、米麥の將來においても當然考えられる現象であらう。^(註)

農協の組合員の把握力の一つには組合員の組合精神又は共同體意識の問題であることは事實であるが、組合自體の經濟力及び經營能力が組合員をして組合を信用せしめるものでなければならぬ。利用度においても地域的に非常に異なるが、地理的・歴史的な諸要因が組合の把握力に差をもたらしていることは疑いない。東北地方のように、地域的に市場から遠隔にあり農協以外に販賣先を求め得ない農家の多い地方では必然的に農協の利用度が大きく、もし自由競争が行われても商人がそこまでは入りこまないであらうと豫想される。また關西地方のようにすぐ手近に市場があつて、有利に生産物を販賣し得る可能性のある村では商人も争つて入りこむであらう。さらに村の各農家を廻つ

第9表(A) 購買事業における組合利用度 (昭和24年度)

(單位百萬圓)

	組合員 購入高	組合 賣高	比 率	組合 購入高	内系統 より購入	比 率
肥料	5,752	3,398	59.1%	3,321	-	%
飼料	1,173	90	7.7	98	50	50.9
農機	1,604	453	28.3	460	323	70.3
農薬	456	266	58.3	304	201	66.0
生活資財	64,351	3,255	5.1	3,306	1,753	53.0

(B) 販賣事業における組合利用度 (昭和24年度)

	組合員 販賣額	組合 受註高	組合 利用度	組合 販賣高	系統へ販賣	系 統 利用度
米	9,910	9,604	96.9%	9,604	9,604	100.0%
麥類	4,803	4,691	97.8	4,691	4,691	100.0
イモ類	1,808	1,692	93.5	1,692	1,692	100.0
雜穀	438	425	97.2	425	425	100.0
藥工品	164	97	59.5	100	71	71.8

(C) 信用事業における組合利用度 (昭和24年度)

1) 組合員利用度

		貯 金		貸 出 金	
		金 額	比 率	金 額	比 率
農協 銀便 郵局 その他 計	12,824	78.1	農協 銀便 個人 その他 計	2,827	51.4
	1,835	11.2		199	3.6
	1,657	10.1		2,224	40.5
	92	0.6		247	4.5
	16,409	100.0		5,499	100.0

2) 系統利用度

	借 入 金		預 金	
	金 額	比 率	金 額	比 率
系統外	4,988	97.8%	42,508	78.1%
系統	12	2.2	11,917	21.9
計	5,100	100.0	54,425	100.0

全指連『農協利用状況調査』による。

て買いつけるというほどでなくとも、販連は相手にしないで、單協を相手にしようとする商人もあるわけである。供出制度がはすされて自由競争になつた場合に、農協が果してどのような把握力を持つてあろうかということを推論することは困難であるが、農協系統機關が新流通機構の擔當者になり得るか否か、どの程度の重要性を持つものになるかが「統制撤廢」の成否に對する重要な鍵を與えるものである以上、この點の考慮をなおざりにしてはならない。

註 肥料の購入狀況は、農家と單協の關係は農家經濟調査から一應推算出来るが、單協と購連との關係ははつきりつかめていない。一應肥料課の推定では、二六年度は購連から六〇%卸商から四〇%の割合ではないかといわれている。

〔四〕 農家の流通秩序における役割

新流通機構の擔當者としての農協に望まれる機能は、所謂「平均賣り」をすることである。投機的利潤を目論む商人達の動きを抑壓し得る程の食糧を量的に確保し、それを季節的な價格變動を起させないように保管し、必要に應じて賣り出すという機能を農協が持つことが狙いである。

しかしこのような「平均賣り」の仕事は各農家ごとに行なえることでもある。農家が收穫時に自分の飯米を除き全部賣つてしまつて現金を入手しようとする時に、その季節的過剰量をブールしておくのが農協の與えられた仕事であるが、農家の現金需要は必しも收穫期のみにあるわけでなく、必要な時に少しづつ米を賣つて行くという農家が多ければ、農協の役目はそれだけ少なくなる。逆に、窮迫販賣という形で自己の飯米をさいてまでも收穫時に賣つてしまふという農家があれば、農協に課せられる負擔は非常に大きくなる。戦前においては地主米という特殊な商品があつてこれが産業組合の「平均賣り」の重要な役目を果たしたことは衆知のことである。戦後はこの地主米がなくなり、供

第 10 表 月別販賣率の推定(第一の型)

月 別	戦 前			統制撤廃 後の推定
	地 主	自小作	計	
11	5.7	15.9	12.1	23.1
12	12.6	22.9	19.0	29.6
1	11.8	13.7	13.0	14.7
2	8.6	8.0	8.2	7.0
3	8.0	6.0	6.7	4.4
4	8.1	5.0	6.1	3.2
5	8.1	4.5	5.8	2.8
6	7.2	4.1	5.2	2.6
7	7.7	3.8	5.3	2.4
8	8.9	4.4	6.0	2.8
9	7.2	5.0	5.8	3.2
10	8.2	6.7	6.5	4.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0

昭和26年10月 食糧廳企畫課推計。

出制度によつて商品化の早期集中が强行されているため、供出制度のなくなつた後の时期的な商品化率の推定、農家の「平均賣り」の可能性を推測することは非常に困難である。

しかし今二通りの推定方法でなされたものがある。これを比較してみることにする。

一つは戦前の時期別商品化率を使い、自小作者自身で賣られた數量程度は現在でもほぼそのままの型で行われるものとし、地主によつて販賣されていたものは地主がいなくなつたために販賣が出來秋に集中するものと考えて、月別に推定すると第一〇表のようになる。これによれば、最初の三カ月に六七%が商

品化され、三月までに七九%が賣られてしまうことになる。しかしこの推定は、現在の農家經濟では窮迫販賣的な賣り方をせざるを得ないという前提の下になつてゐる。むしろ戦前の小作米に相當する部分を、現在の農家はどの程度平均賣りする經濟力があるかという推定が必要ではないだろうか。少なくともこの數値が過大に過ぎているということは出來よう。

第二の方法は、現在の農家は供出制度の下にやむを得ず早く賣つてゐるのであつて、自由になれば毎月の現金需要に従つて米を賣つて行くであろうという前提の下に、農家經濟調査の月別の現金支出から推測したものである。第一一表は、四半期毎に農家諸經費中の現金支出部分から稻作以外の収入を差引いた残りの支出超過分を、同年度の米穀

第 11 表(A) 階層別時期別商品化量(第二の型)

	10~12月	1~3月	3~9月	計
	千石 %	千石 %	千石 %	千石
I. 町 ~0.5	2,810 (99.2)	23 (0.8)	0	2,833
II. 0.5~1.0	5,649 (56.6)	3,208 (32.2)	1,121 (11.2)	9,978
III. 1.0~1.5	3,811 (41.5)	3,331 (36.3)	2,033 (22.2)	9,175
IV. 1.5~2.0	2,019 (38.7)	1,804 (34.8)	1,373 (26.5)	5,196
V. 2.0~	1,472 (36.8)	1,310 (32.7)	1,221 (30.5)	4,003
計	15,761 (50.5)	9,676 (31.0)	5,748 (18.5)	31,185

東北においては、Ⅰ1.0以下 Ⅱ1.0~2.0 Ⅲ2.0~3.0 Ⅳ3.0~5.0 Ⅴ5.0~を示す。

(B) 農區別時期別商品化量

	10~12月	1~3月	3~9月	總販賣量
	%	%	%	千石
東北	46.7	25.4	27.9	9,355
北陸	46.6	24.3	29.1	3,055
山陰	59.8	24.8	15.4	1,123
北關	74.5	24.1	1.4	1,754
南關	48.0	37.9	14.1	4,128
東海	48.5	39.9	11.6	1,946
近畿	52.9	35.9	11.2	2,152
瀬戸内	49.5	35.5	15.0	3,352
北九州	52.0	36.1	11.9	3,498
南九州	54.2	35.9	9.9	827
全 國	50.5	31.0	18.5	31,185

昭和26年11月 農林省官房調査課『米穀商品化に關する基礎資料』より。

を販賣することによつて埋合せているという想定の下に、販賣必要量を算出したものである。固定資産の賣却・購入は除外し、貯金の引出しはなく、九月末残の借入金は全て出来秋に返済するということにしてある。これで見ると、早場米地帯を考慮に入れて一〇月一二月の三ヵ月に五〇%、一月一三月間に三一%となり、三月までに總販賣量の八〇%以上を賣らねばならないことになる。この計算と前の計算とは三月末における商品化率の値でほぼ似ているが、偶然の一致であつて、それだから正確であるとはいえない。第二の例の場合も貯金引出しをせず、借入金は一舉に完済してしまうという前提の下であるから、商品化率評價は過大

とならざるを得ない。米價が上昇過程にあるという氣構えの時は農家は現金需要を押えて米を抱えこむことも考えられるし、貯金を引出して使い、借金は拂わずに米を持とうとするかも知れない。以上の三月までに八〇%という數値はやや高目の推定であるとはいえ、農家の平均賣り能力は非常に微弱であるという想定の下に諸施策が行わねばならないということは事實であらう。

これらの事實は、地方別に階層別にその様相を異にすることは當然である。階層別にみれば、經營規模の大きくなるに従い米を持ちこたえる力が大きくなることは當然である。少なくとも東北で三町以上、關西では一町五反以上のものは農家自身「平均賣り」に近いことが出來、農協の助けを借りないで米價の上昇を自己の有利に利用することが出來よう。

地域的にみれば、米單作地帯が商品化が遅いことになる。第一一表Bが示すように、現金収入が二毛作地帯と異なり米のみであるため、三月以降の現金需要も米で賄わねばならないという事實によるものであつて、經濟力の強さを必ずしも示すものではない。しかし、米單作地帯でも大經營農家にあつては米を持ちこたえる力が強く、しかも地理的にみて商人の入りこむ餘地が割合に少ないということから、農協の經營にとつては、自由經濟移行後も最もやりよい地方である筈である。

今、我々はこのような見地からして、當然あまり無理なく新方式に移行出來るとみられる東北地方の二類型の村を調査することによつて、この流通機構變貌の際の問題點を浮び上らせることにした。

Ⅲ 自治統制方式の能否の検討

〔一〕 生産者の立場と自治統制

系統機關を通ずる自治統制によつて食糧の流通秩序を安定することは、非常に望ましいことではあるが、それが實行可能であるためにはいくつかの前提條件が必要である。われわれは本稿の冒頭において、現在の食糧情勢から妥當と思われる自治統制方式の構想を提案し、次いで系統機關の現状が、金融能力とか倉庫能力とかいう面にかかる構想に基づく自治統制を遂行しうる實力を具えているかどうかについて検討した。

しかしながら、自治統制方式の能否を検討するためにはなお考察すべき重要な問題が二つ残されている。その一つは系統機關相互間の結び付きについてであり、一つは個々の生産者の立場と自治統制方式との融合という問題である。現行の國家管理方式の下においてこそ系統組織を通ずる集荷機構が特別の矛盾なく運用されているが、單なる代行機關から自主的な安定勢力に變ろうとする場合になおかつ生産者と系統機關を通ずる自治統制の線を貫きうるかどうかはかなり議論の餘地のある問題だ。この點について、戦前の經驗がわれわれに教えるところは甚だ少い。等しく自治統制という言葉を使つてもそれを繞る經濟的環境が全く異つており、従つてまたその意味する内容も異らざるをえないからである。しかしながら上述の問題點に對して、すべての現象が管理制度の影響下にある現状の分析だけから解答を求めることは困難であるから、一應管理制度以前における自治統制をふり返つて見ることは意味なしとしないであらう。

過去の自由市場機構下で自治的販賣統制の構想がはじめて形を整えて登場したのは、昭和六年の全販連成立後のことと解してよいであろうが、その際の經濟的背景になつたものは、當時の米穀市場に伏在していた二つの不安定條件すなわち農民の賣り急ぎによる市場廻り量の季節的集中と、外地米の移入増加による繼續的な過剩供給の現象とであつた。従つて自治統制の主要な目標は、これら短期的及び長期的需給不均衡に對する安定の機能におかれていた。前者はもつぱら經濟條件の劣弱な販賣者層の問題であつて、平均賣りの能力ある階層にとつては必ずしも共感を呼ぶものではないが、後者は全販賣者層を通じての共通の問題であり、そしてまたかかる市場調節作用を營むために系統組織を一貫する結合關係が必要とされることはいうまでもない。^(註1)だから自治統制を支える主要な理念はこの點にあつたと考えてよいであらう。もちろん現實に自治統制を發展させた原動力は多分に政治的なものであつて、こうした共同利益意識が果してどれだけの作用を果したかは問題の餘地があるが、少くともこの運動が各階層を通じてアツピールした根據をこの點に求めることは不合理ではない。

しかしながら戦前の自治統制においては系統機關相互間、及び個々の販賣者と單位組合との間にこうした共通の地盤が存在したにも拘らず、これらの間に實際上もたらされた結合關係は甚だ不十分なものであつた。たとえば組合販賣機構がかなり高度に整備された昭和一二年の數字についてみて、全販連の米穀販賣高は道府縣連のそれに對して八二・九%、單位組合に對しては四三%、さらに米の總商品化量に比較すれば僅かに一一・七%に過ぎなかつた。^(註2)もちろん、もし米穀市場の長期的な過剩供給の状態がさらに繼續したとすれば、米穀自治管理法によつて法的に整備され金融的支持を與えられることになつた自治統制機構は、急速な發展を遂げたであらうが、日華事變前後の經濟變動によつて需給關係は逆轉し米價は上向きに轉じたために、過剩供給の抑制という全販賣者の共同利益に基礎を置いて

いた自治統制の構想は根底から崩れざるをえなかつた。かかる米穀市場の新らしい環境において、なお生産者から單位組合を通じて全販連に至る自治統制の線を貫くためには當然新たな構想が必要であつたが、不幸にして事態の進展が急であつたために、その試みは遂に行われることなく、流通秩序の安定はもつばら國家統制の擔うところとなつた。

以上のような戦前における自治統制のよつて立つていた基礎を頭におきながら次に當面の問題に返つて、われわれが現在問題にしようとしている自治統制の背景をなす市場條件が何であるかを考えてみよう。長期的には著しい供給不足にさらされているという點では、日華事變後の食糧情勢に似ているといえる。しかし一方に重要な相異點がある。米に對する代替商品としての小麥の登場がその一つである。戦時以來の食糧消費性向の變化と所得水準の低下とは、この代替關係を裏付ける根據となつている。この代替關係が米の供給不足現象をカバーする役割を果すことによつて、市場出廻り量の季節的集中度いかによつては、極めて短期的には過剩供給の問題も起りえないではない。第二の相異點は組合資金が一般に著しく缺乏しており、しかも金融統制が極度に強化されているために、組合の上級機關に對する金融的依存度が強まらざるをえない點である。この點は戦後の經濟情勢においては決定的な重要性をもつているから、自治統制における系統機關相互間の結合關係は、前節において述べたような管理制度廢止後における系統機關の金融能力によつて決定される問題であるといつてよい。換言すれば、上級機關の融資力の大小によつて、その下部組織に對する統制力の強度が決定されるということである。一方上級系統機關の融資力を決定する條件は複雑であるが、單協の自己資金造成力に依存する點も基本的な重要性をもつものとして考えなければならぬから、結局系統機關全體としての金融力が高まる程それら相互間の結合關係は緊密となり、従つてこの面における自治統制遂行

の可能性は増すものと考えてよいであろう。もちろん單協の立場から、その自己資金造成力が非常に大きくて上級機關に依存する必要がない程であれば、必ずしも自治統制の線に止まることを利益としないという事情も指摘されるであろう。後述する岩手縣德田村の場合はその適例である。しかし協同組合金融の現状からみてかような事例はむしろ特殊の場合と考える方が妥當であろう。ところが、個々の生産者の立場と自治統制方式との融合という問題になると事情はさらに複雑であり、そして自治統制方式の能否を決定する條件の重點はここにあるものといえる。以下この點について検討を加えよう。

前述したように季節的米價變動の要因は現在といえども必ずしも消滅していないから、自治統制が米價低落の抑制という點で、平均賣りを行うだけの經濟力を持たない生産者を惹きつけることは明らかである。農家經濟調査の結果によれば、こうした農民の窮迫状態はかなり廣汎に深刻化しており、管理制度撤廢後においても生産者の販賣時期はかなり早期に集中するであろうと豫想されている。^(註3)系統機關がこれら生産者に對して信用供與の能力をもつ限りにおいて、彼等を自治統制の線に乗せることはさまで困難ではないであろう。しかしながら自治統制の持つ別の意義すなわち、慢性的な供給不足の條件下で米穀市場を支え流通秩序を安定させるという役割を果そうとする場合に、果して全生産者をその機構内に矛盾なく抱擁しうるであろうか。

この點について肯定的な答がなされる一つの根據は、管理制度の時期を通じて協同組合組織が全國的に統一ある整備を遂げていることと、これに對抗すべき商業系統が機構的にも資本的にも無力の存在になつてゐるという事情である。しかし否定的な論據もまたないではない。たとえば、商業資本は昔の面影を失なつてゐるにしても、戦前に勝る生産活動を行つてゐる鑛工業等の産業資本が勞働不安を抑制するために直接食糧の確保に乗り出して來る危険もなし

としない。また最近における農家經濟が下降線を辿つてゐることは事實であるが、地域的あるいは階層的にこれを見れば、小作關係の消滅とか米價の相對的な割高といった事情によつて戰前よりも經濟内容の改善している農家群はかなり廣く存在しており、これらの生産者層は市場の安定という點について、必ずしも他の生産者層と共通の地盤に立つものではない。さらに技術的な點からみて、インフレーションその他經濟變動の豫想される下で委託販賣形式の採用には種々の難點があるし、また買取主義は組合經營を著しく不安定ならしめるという問題がある。

以上において、生産者の立場からみた自治統制方式の問題點について一應の検討を試みたのであるが、しかし特定の生産者層が系統機關を通ずる自治統制の線に乗るかあるいは脱落するかという問題は、さらに幾つかの經濟的ないし社會的條件によつて影響を受けざるをえないから、二、三の抽象した條件から單純に結論しうることではない。そこでわれわれはこの問題について性急な結論を求めようとすることを避けて、岩手縣及び山形縣庄内の水田單作地帯における事例を次に紹介し、その中から問題への接近の手がかりを求めてゆくことにしたい。前者は過去においても共同販賣發展の歴史を持つておりかつ食糧管理制度の影響を最も好ましい形で受け、組合の經營面においてもまた組合員の統制力という點でも極めて充實しており、その限りにおいて自治統制の遂行に對して明るい展望を與えるものである。この場合むしろ問題は、後述するごとく上級機關との結合關係に求められるであらう。また後者は、生産者の經濟水準の高さが組合の統制力を弱めている場合の典型的な事例である。いずれも東北地帯の事例である點に問題はあるが、この二つの類型が自治統制方式の遂行に伏在する問題點をそれぞれの形で鮮かに浮き出させている點で、兩者のもつ意味の重要性を認めることが出来るであらう。

註 1 いわゆる共同販賣の問題と自治統制とは區別して考えなければならぬ。前者は與えられた市場條件の下で出来るだけ有利

に販賣することを目的とするいわば販賣のカルテル組織であつて、比較的大規模販賣者（主として地主）を中心として發達した。この場合は必ずしも縦の關係を必要としない。後者は市場條件そのものを調節する機能を果すもので、當然に縦の關係を必要とする。

註2 昭和一二年度『産業組合要覽』によつて計算した。

註3 農家經濟の現狀と、管理制度廢止後における米販賣時期の豫想の問題に關しては、農林省官房調査課『米の商品化に關する資料』を參照されたい。本調査においては農家資金の動態分析が主になつて、現有資金力の分析は行つていない點、及び階層別の觀察がなされてない點が難點である。

〔二〕事例の一——岩手縣水田地帯における問題——

(1) 岩手縣の一般的事情 岩手縣の農業は東北の畑作農業——最も遅れた型の農業として特徴づけられ、名子制度の殘存といつた點を強調されている。勿論東北地方としては異常に畑作面積の比率が大きく五一%を占め、東北地方としては異例の畑作縣であるが、縣内においては北上川の流域の紫波・稗貫・膽澤・江刺等の諸郡には純粹の水田單作地帯が開け、岩手縣の穀倉をなしている。そしてこの中でも水田化率（總耕地面積中の水田面積）の高い村々は技術的にも高度の稻作農業を營んでおり、農民意識の停滯といつたこともなく、いかに關西地方の農民に匹敵する進歩性を持つてゐる。

いわゆる岩手縣北の遅れた畑作地帯と、縣央から南に拓かれてゐる進んだ水田地帯とが混在している岩手の農業を一本にして考えることは非常に危険であつて、縣一本の統計數値は見るものをして所謂平均の愚に陥らせやすい。岩手縣の農家經濟又は協同組合の理解にもこの分離を忘れてはならない。今ここに岩手縣の農業協同組合課で調査集計された二四年度の農家經濟調査報告から、この水田農業と畑作農業の差がいかに大きいかを示してみよう。（第二表）

先ず水田化率の高い農家ほどその経営規模がやや大きくなっていることが目につく、北海道の畑作農家と異なり経営規模が小さいことがこの縣の畑作地帯を不利にしている。ただ二〇%未満の純畑作地帯とみられる農家がやや経営規模が大であり、同時に農業所得も大きいのは、この調査村中に岩手縣では異例に酪農の盛んな村が含まれているためであつて、もしこれを除けば農業所得も、経営規模も共に小さくなる。水田化率の上昇に従つて、経営規模以上に（農業収入より經營費を差引いた）農業所得は増大するが、これは水田農業の生産力の高さと米價の（他の農産物價格に比しての）割高という二要因の合成によつて生じたことである。

生産力の高さを同じく水田化率別によつてみると、第一二表に示すように、水田耕作に投下された労働が一労働日當りに得られる収入は畑耕作に比べ平均して約二倍となり、しかも水田化率の高まるに従つてその生産性が急激に高くなる。^(註一)すなわち稲作農業の持つ有利性は、(イ)稲作であること自體によつて畑作に比し有利であるが、なお、(ロ)水田地帯といわれるように、水田の集中した形態において更に有利性が強められていることになる。(ロ)の點については例えば、大農機具の一戸當り所有數が水田化率が高まるにつれて増加していることによつても裏づけられる。(第二表をみよ。)一般に経営規模の擴大にともなつて大農機具の所有は増大するが、さらに水田化率の上昇する場合にはその増大の仕方が大きい。このことは水田地帯の農家經濟の優位性の結果であるとともに、生産力を高めた原因でもある。又同じ傾向が他の資本投下量、たとえば肥料投下量をみてもはつきりあらわれる。水田化率の高まるほど集約的に肥料を投下して生産力を高めようとする努力がなされていることがわかる。このような水田地帯の生産力の高さと農家經濟の優位性とは農家經濟餘剰としてもはつきりあらわれてくる。同表においてみられるように、四〇%以下の水田化率の農家では赤字であるが、水田化率がそれ以上のものは黒字をしめし、しかも水田化率の高まるにつれて餘剰は

第 12 表(A) 農業經營の收支(水田化率別)

水 田 化 率	農 業 所 得	耕 地 面 積	大 農 機 具	反當肥料投 下 量
20%未満	円 104,510	反 11.8	台 1.5	貫 277
20 ~ 40	97,742	10.2	2.8	536
40 ~ 60	102,299	13.4	3.1	588
60 ~ 80	118,976	14.2	3.9	579
80%以上	177,756	14.0	4.2	881
平 均	110,977	12.7	2.6	541

水 田 化 率	一 農 業 勞 働 日 當 收 入		農 家 餘 剩	一 人 當 り 家 計 費
	水 田 耕 作	畑 耕 作		
20%未満	円 279 (58)	円 216 (102)	— 25,871	円 23,464
20 ~ 40	321 (67)	192 (91)	— 1,612	17,538
40 ~ 60	439 (91)	215 (102)	4,340	19,838
60 ~ 80	595 (123)	225 (107)	2,884	23,677
80%以上	651 (135)	187 (89)	15,994	29,098
平 均	482 (100)	211 (100)	— 2,479	21,618

(B) 經營規模別一農業労働日當收入

經 營 規 模 別	水田耕作の場合	畑耕作の場合	農雑作業の場合
0.5 町 未 満	円 395	円 137	円 110
0.5 ~ 1.0	425	186	75
1.0 ~ 1.5	452	195	103
1.5 ~ 2.0	565	227	115
2.0 ~ 2.5	435	266	79
2.5 ~ 3.0	468	168	66
3.0 以 上	675	379	45
平 均	482	211	88

昭和26年4月岩手縣經濟部農業協同組合課『昭和24年度農家經濟調査報告』より。

急増する。

このような傾向は、遅れた畑作地帯と進んだ水田地帯とがはつきりと對比される岩手縣において、特徴的にあらわれるが、同じことが全國的にもみられる。

『農家經濟調査』は地域別に集計されているため、簡単に水田單作地帯と分離して考察するわけにゆかないが、第一三表に示す昭和二四年度の農業經營調査では水田一毛作、二毛作などに分類されているので對比するのに便利である。水田單作地帯の農家の經營規模が

第 13 表 一毛作と二毛作の經營内容比較

	米一毛作	米二毛作	その他	平均
戸數(戸)	47	64	115	計 226
經營規模(反)	20.8	13.7	14.5	15.6
勞働日(日)	740.8	757.0	676.9	712.9
農業所得	249,704	232,336	189,457	214,128
農家所得	337	306	280	300
農業所得	21,331	17,765	8,141	13,609
水稲一畝當り	677	642	525	609
麥作一畝當り	282	315	278	294

農林省統計調査部『昭和24年度農業經營調查報告書』
(農家經濟の部)による。

他に比して大きいためその理由での經濟の優位性があらわれるが、同時に勞働力調査から得られている水田の一勞働日當りの所得が一日當り農業所得三四〇圓となつて、他に比して約一割方まさっている點は前述の岩手縣の場合と同じで、ある程度全面的な傾向としても水田單作地帯の有利性が言えるのではなからうか。

農家經濟の優位性と同時に、一方において水田化率の高い地帯、すなわち水田單作地帯は現金収入としては供出米代金に頼るほかになく、兼業による現金収入も少ないため必然的に農業収入中の現金収入の比率は大きくならざるを得ない。特殊作物地帯を別とすれば、畑作地帯に比べて米單作地帯はどうしても商品化率が高く、貨幣經濟へのまきこまれ方が強い。これは農業經營支出の現金支出の増大となつてあられ、また家計費中の現金支出の増大となつてもあらわれる。

以上の二つの要因、農家經濟の優位と貨幣經濟へのまきこまれ方の強さは、農業協同組合の經營の強さ、農家に對する支配力の強さとなる。現在の農協の經營の基盤は販賣事業と購賣事業の手數料である以上、農家經濟が量的に大きく商品化率が大きいうこと、すなわち流通面における商品流通量の増大によつて組合の取扱數量は大きくなり、その經營は樂になる。信用事業においても資金の回轉量が大きくなり、組合の信用も大きくなる。

全國的な統計でこのような問題に適した形で組合經營の分析を地域別に行うのは困難であるが、全指連の手で事例

第 14 表 地帯別農協の經營狀況

	水田一 作地	毛地 作地	水田二 作地	毛地 作地	畑地 作地	畑地 作地	作地	養地	蠶地	果地	樹地
調査	12	11	9	3	3	3	3	3	3	3	3
水	715	288	169	70	114	197	114	450	519	519	519
總	805	334	384	735	450	929	450	616	929	929	929
正	689	584	605	712	616	402	616	490	402	402	402
出	979	325	906	562	490		490				
組	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合	98,248	88,968	75,376	64,387	107,444	31,798	107,444	60,356	37,778	9,734	-
貯	72,713	46,921	31,653	42,104	60,356	37,778	60,356	37,778	9,734	-	-
販	13,135	12,144	13,001	9,939	11,874	9,734	11,874	3,772			
購	14,278	6,588	6,117	9,134	3,772		3,772				
短											
期											
貸											
出											
金											

調査を行つたものからそれを推測してみることしよう。

これは地域別に選ばれた四一組合の調査であるが、水田單作地帯の特色がかなりよくあらわれている。第一四表に示すように、單作地帯の組合では組合員一人當りの販賣高も大きく、購買高も大きい。これは經營規模の大きい農家を組合員としており、かつ組合の規模自身も大きいのである。しかし貸出金のうち短期資金（殆んどが農手であらう）が極端に水田單作地帯に多いのは、一毛作地帯の特徴を如實に示すものである。これを各部門別の收支計算で比較すると、水田單作地帯の有利性が那邊にあるかがわかる。第1圖及び第一五表は人件費、内部金利、その他雜費等を各部門別に配分して收支計算を行なつた結果を示すものである。購買事業が全體として赤字なのは、全面的な購買事業の失敗がこの調査にもあらわれてきているからであらう。全國的傾向と比較して水田一毛作地帯の特徴は、販賣部・倉庫部の優位性にある。總組合として總計としては缺損であるが、販賣事業・倉庫業・金融業としては農協も健全な經營を續けているといえる。しかしこの有利な事業の背景をなすものは、現行の管理制度の下においてという事實であることを忘れてはならない。

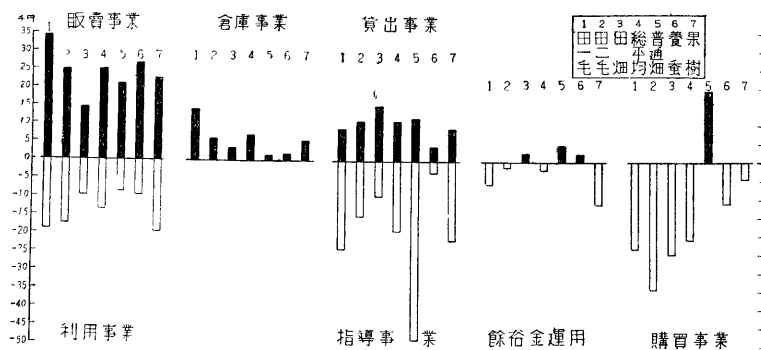
このような事實が岩手縣内についても特にはつきり見られる。岩手縣全體

第 15 表 地帯別部門別損益總括表

部 門 別	水田一毛	水田二毛	田畑兼	畑	養 蠶	果 樹	平 均
融 資	88,230	106,006	151,784	112,652	38,239	86,679	103,377
餘 裕	- 55,697	- 805	23,724	42,671	20,490	-142,422	- 16,215
購 買	-228,771	-344,306	-250,442	188,710	-109,907	- 46,797	-209,547
販 賣	343,306	248,101	135,805	203,417	257,884	226,093	247,483
倉 庫	141,333	61,332	29,609	4,320	6,172	52,845	67,459
農 利	6,130	- 7,278	- 5,796	0	- 72,071	- 41,895	- 11,253
指 導	-169,273	-162,668	- 97,988	- 83,470	- 97,223	-185,789	-140,457
	-240,251	-149,823	- 95,854	-482,192	- 27,524	-216,272	-180,934
計	-114,993	-249,365	-109,158	- 13,892	16,060	-266,658	-140,067

食糧政策の轉換と組合金融の問題

全指連『農協經營分析資料』による。



第 1 図 地帯別部門別損益図 (第15表より作成)

においては農協の数は二六年三月において二九二組合、農協の一組合當り出資金は五七萬圓、預貯金總額五六〇萬圓で、その全國平均貯金額九三七萬圓、出資金六四・五萬圓と比べるとかなりおちる。貯拂停止組合も北部に二、三件おきたようであるが、問題を縣南部の北上川流域の米作地帯にだけ限つてみれば平均をはるかに上廻るものであり、不良組合も殆んどない。縣信連においても安心して金の貸せる組合は殆んどが米作地帯に集中している、と言つていくらいである。

米作地帯の農家經濟の優位、それがひいては米作地帯の村の農協

の經營の健全さとなつて、今後の自治統制方式に對しての明るい面を與えるものとなつてゐるが、以下このような村の實例として徳田村、及び湯口村の實狀を述べることにしよう。

(2) 徳田村の事例　この村は盛岡市よりバスで約半時間ぐらい、北上川に沿つた純水田一毛作地帯である。田七

一〇町、畑一八一町、果樹園二五町という構成で、農家戸數六三〇戸、平均反別一町四反餘という東北としてはありふれた農村である。農家經濟が米に依存していることは他の單作地帯と變ることがないが、現金收入源として果樹（リンゴ）を持つてゐることはやや他と異なり、農家經濟を有利にしている。このリンゴは青森にみられるような専門的な農家があるわけでなく、一反、二反といつた副業的な經營が廣く普及している形である。

この村は戦前地主の多いところであつて、他村に土地を所有している地主がこの村に小作米を多量に受入れるためこの村自體の生産量より商品化される米の量の方が多いという現象を示した。そのため地主を主體とした産業組合は他村に比して非常に強大であり今日の農協が縣下隨一の堅實さを誇つてゐる裏には、このような歴史的な農村構造が強い。この村の農協に現在七八七坪、收容能力七萬俵の倉庫を持たせたのは地主米の力であるといつてよい。現在この村の供出米は約一二七、〇〇〇俵であるから、自分の村の米を全部入れても倉庫は一杯にならないわけである。倉庫の建設年度をみるとわかるように、倉庫業法の出た大正七年の直後に約半分が建てられ、昭和九年の經濟更生運動の際にその残りが建てられてゐる。それ故、倉庫の全部が政府の補助金を主體にして建設されたものである。この倉庫が地主達の協同販賣のためのものであつたといふことははつきりしているが、その協同販賣による効果もまた、この村では非常に顯著であつた。第一六表に産業組合創立後の組合取扱數量の増加を示すが、着實な足取りで産業組合の

第 16 表 徳田村産業組合販賣事業

		販賣取次 俵 数	買取俵数	計	販賣平均 単 價 (A)	深川中米 相場(B)	A/B
大正	11	俵 774	俵 -	俵 774	円 8.93	円 14.74	60.5
	12	3,900	-	3,900	12.81	12.63	101.2
	13	11,700	-	11,700	14.33	15.05	95.4
	14	18,999	-	18,999	16.73	16.78	99.9
	1	17,342	-	17,342	16.00	15.38	103.8
	2	22,642	3,066	25,708	12.93	14.37	70.0
	3	19,547	5,435	24,982	11.91	12.55	95.6
	4	23,446	5,546	28,992	11.23	11.67	96.4
	5	23,773	9,102	32,875	10.09	10.94	91.8
昭和	6	19,816	14,569	34,385	7.68	7.38	104.0
	7	27,571	10,778	38,349	7.70	8.28	93.0
	8	29,822	12,749	42,571	8.89	8.57	103.8
	9	24,003	17,680	41,683	10.95	9.96	110.0
	10	26,230	19,388	45,618	11.70	11.94	97.9
	11	33,340	14,482	47,822	11.89	12.28	96.8
	12	35,637	11,801	47,438	13.15	12.70	103.6
	13	31,234	11,451	42,685	14.33	13.60	105.3

食糧政策の轉換と組合金融の問題

基礎を固めていつたことがわかる。又昭和六年の恐慌期には買取販賣の數量が急激に増加し、産業組合が農家の窮迫販賣による窮境を相當に助けて來た功績も著るし。

岩手縣のこの地帯の米はいわゆる軟質米であつて、貯藏には不向きである。それ故「平均賣り」をやるには適さないのであるが、第一七表の昭和一三年の月別販賣高にみるように、産業組合の最盛期の販賣方法としては相當るべき平均賣りを行なつてゐる。特に四、五、六月にまでズラして行くことによつて價格を割高に賣り得てゐる點、徳田村の組合活動は農民に相當な利益を與へ得たといつてよからう。

このような産業組合の活動はより積極的に販賣戰にまで進出している。すなわち「徳田米」という名を東京市場に賣りこむために、俵裝・こみ米等に農家指導を行い東京市場に徳田のマークを認識せしめ得たという。第一七表にみられるように東京市場の價格に比して相當よい

第 17 表 昭和 13 年月別販賣高，收買高

月 別	買 俵	取 數	取 俵	次 數	計	販 賣 單 價	同指數	深川中米 平均價格	昭和12年 農村米價 季節變動 指數
		俵	俵		俵	円		円	
2		468	1,362		1,830	13.67	(97.0)	13.29	95.0
3		1,014	1,812		2,826	13.89	(98.5)	13.60	96.4
4		832	2,213		3,036	14.15	(100.3)	13.56	97.3
5		923	2,404		3,327	14.15	(100.3)	13.62	98.6
6		1,031	2,613		3,644	14.25	(101.1)	13.65	101.6
7		637	1,732		2,369	14.38	(101.9)	13.82	104.2
8		1,434	628		2,062	13.85	(98.3)	13.94	104.9
9		1,199	1,274		2,473	13.66	(96.9)	14.03	104.1
10		1,945	3,388		5,332	13.65	(96.9)	13.77	104.9
11		658	6,296		6,954	14.58	(103.3)	13.76	104.3
12		560	5,708		6,268	14.35	(101.8)	14.13	94.2
1		759	1,804		2,563	14.00	(99.3)	14.04	94.3
計		11,451	31,234		42,685	14.10	(100.0)	-	100.0

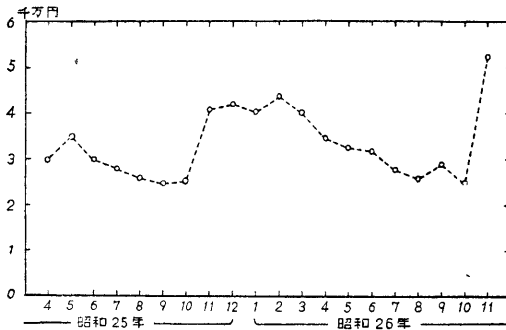
値をつけさしていることがわかる。このように販賣面へまで産業組合が乗り出したというこの意欲は、農民的なものから一歩踏み出した動きであるといつてよからう。地主の共同販賣を通じて村の米に對する産地問屋の觸手を切り拂つたばかりでなく、自分から消費地の米問屋に賣込んでいつた力強い商魂のたくましさは今なお残り、十年間の管理制度の下にも隠れ去つてはいない。この度の「統制撤廢」の動きをきつかけとして、再び積極的に昔の形に戻ろうとしている。既にこの夏、この農協の理事は東京に出て米商連の人々と自由になつた時の出荷の打合せをしてきたという。

この村の指導者はすべて昔から、稻作技術においても販賣面においても、先進地としての庄内のものを輸入してきた。本問家のやつてきたことをそのままこの村にもつてくることは不可能であつたろうが、販賣面において、小地主達が共同販賣という形でその跡をまなびとつてきたことは疑いない事實である。

農地解放後も、地主達は他村の土地は失なつたが在村地主として、また地主兼自作としてその勢力は失なつていない。少なくとも

も農協の幹部は戦前の商魂たくましく時代に育ち、そのよしあしの両面を知っている人達である。農業協同組合精神がどうのこうのというより以上に、しつかり組合員達を把握し、産地・米問屋に指一本させないだけの自信を持つてゐるのである。そればかりでなく、驛の傍の倉庫は自村の米ばかりでなく他村の米も入れておくだけの収容力がある以上、徳田農協自身が他村の米の集荷さえやりたいと考えるであらう。

集荷資金・保管資金の面もこのような村では割合に樂であらう。組合員自體が果樹による現金収入があるために他



第2図 徳田村農協貯金の趨勢

に比較すれば賣りいそぎをしないであらう。そのことは農協の預貯金の面からみても充分推察出来ることである。第2圖のように貯金の趨勢は誠に順調であり、本年度のピーク時は七千萬圓になることが豫想されている。しかも最低と最高の差がさほど極端でなく、その上最低時の貯金二千五百萬圓の約半分一千万圓近くが定期貯金になつてゐるという。出資金も百萬圓餘となり、經營内容からいつても信用ある組合といえよう。このような組合ならば系統機關からの資金借入も容易であるし、自己資金だけでも最初の集荷資金位にはこと缺かないし、買取り販賣形式をやつて保管するにしても、相當の米を持ちこたえることができる。しかも東京の間屋との決済もスムーズであらうし、現在販賣組織の一つとしてこの農協で運営している盛岡販賣所が米の小賣商となるならば資金回轉も早いだろう。もし統制撤廢のち、金融面において流通資金が農協側に特に重點的に流れない場合を想像してもこの農協ならばさほど困難を感じ

ないのではないかと思われる。

このような農協は農民にとつては誠に頼もしい農協であるが、縣連および全販連にとつてはその構成員として必ずしも好ましい型であるとはいえないかも知れない。あらゆる點において強い農協だけに上部機構に頼ろうとする點は少ない。「統制撤廢」以後の自由販賣對策について、組合は岩手縣販連や全販連に相談することなく、米商連（舊問屋系統）と談合している。したがつてもし政府の系統機構育成の方策がとられず、これを弱體のまま自由經濟のなかになげだすとすれば、このような組合は問屋筋と結んでゆくであろう。またかれらが現在系統上位機關と連絡するところが少ないのは、全販連・縣販連が「統制撤廢」以後の販賣對策について積極的な構想を示すことが殆んどないためであろう。縣販連はただ「統制撤廢」に反對であるというのみで、別に對策の構想を示していない。現状のまま進めば組合は系統機構より分離してゆくかもしれない。このことは自治統制の能否を検討してゆくさい注意しなくてはならない。しかしさればといつて、これは自治統制方式の可能性を否定する材料とはならない。

農民をつよくつかんだ組合がある。この組合を系統機關がつかむか否かはその經營力いかにある。もし系統機關が自治統制方式によつて強化されるとすれば、それは單位組合をつかんでゆけるであろう。しからざれば、單位組合は脱落してゆくであろう。かかる優良組合の存在は、自治統制方式の困難さを示す面もあるが、同時にまたこの方式の必要なる所以とその可能性をおもわせる他面もある。

註 昭和二六年度事業計畫書の中にこの協同組合の積極性を裏書きするものがみられる。〃……更に又來るべき米の統制撤廢に備え將來の「徳田米」販賣計畫をも織込み、その基礎を築かんがため販賣所を盛岡に設置し、民營米屋小賣登錄店として配給業務を行うと共に……〃と、昭和二六年には既に米屋を自らの手で始めていたのである。

(3) 湯口村の事例 徳田村と同じような考え方がこの湯口村にもあてはまる。湯口村は徳田村に比すれば水田化

率が低くやや山村的色彩もおびているが村の基調は矢張り米である。

農家戸數九五・一、田八八四町、畑四三二町、平均反別一町四反弱というまず徳田村よりやや大きい村で經營規模は同じ位という村である。農協の規模も大體同じ程度であるが、徳田村程の積極性はないにしても、堅實な點「統制撤廢」に對しても組合の基盤がゆらぐといったことのない點は全く同じといつてよい。組合貯金の趨勢をみても順調であるし、組合の經營内容も確實である。組合が組合員を把握している點も、また交通不便の地であるだけに商人の介入という點も左程心配したこともないようである。

徳田村程の商魂のたくましさがないだけに縣運を通じ全販運を通じて系統機關に全幅に依存するという形をとろうとしている。徳田村程の過去の經驗がなく、又同時に隣に花巻という共同販賣の長い歴史をもつ市場を控えていてそれに依存していただに「統制撤廢」以後も現體系をそのまま受繼ぐという形をとるであろうと推察される。〔註〕

しかし一步立入つて農家を各階層別に問題を考へて行く時には、階層別に農協との關係が異なるのではないだろうか。今岩手縣の協同組合課の手で行われた湯口村の農家經濟の分析を手がかりにして眺めてみることにしよう。

この村の農家の階層別區分は第一八表に示すように五反一・一町五反層が半分を占めている。調査は米作農家に重點が置かれたため經營規模が大きい方に偏つて選ばれ、この村のサンプリングとしては好ましくないが、この村の米作農家に限つてみるにはこの調査の方が都合がよい。

調査農家の農業收入中米によるものが八六%、現金收入でみれば八九・六%を占める。このような農家が組合の利用度の高いのは當然である。第一九表に利用度を示したのがあるが殆んどが九〇%を示めている。しかし一町一五

第 18 表 湯口村農家經濟調査農家の抽出法

	農 家 戸 數	%	調査農家戸數
3 反未満	41	4	—
3 ～ 5	67	7	—
5 ～ 10	252	27	5
10 ～ 15	214	22	12
15 ～ 20	179	19	25
20 ～ 30	169	18	36
30 ～ 50	22	2	3
例外農家	2	—	—
計	946	100	81

第 19 表 湯口村の階層別農協利用狀況

經 營 規 模 別	農 業 收 入 (自家消費を除く)		%	預貯金及現金		%
	總 額	内組合利用		總 額	内 組 合 用 利 合	
反 5 ～ 10	円 36,386	円 27,586	75.7	円 26,952	円 18,332	68.0
10 ～ 15	77,084	69,856	90.7	37,315	25,843	69.3
15 ～ 20	131,846	121,387	92.3	51,034	35,036	68.7
20 ～ 25	169,555	150,356	88.6	83,325	65,791	80.0
25 ～ 30	233,072	213,687	91.4	47,658	27,672	58.1
30 ～ 均	271,917	248,730	91.3	132,374	89,546	57.5
平	147,628	132,397	89.7	60,477	43,625	72.1

反層で利用度が急激におちていることに注意されたい。組合以外の手を通じて販賣されたのは米の自由販賣、物交分とリンゴの小部分であるが、小さい經營規模のものは米のヤミ販賣量が供出量に比して大きいということである。勿論量からいえば大經營の僅な部分のヤミ流しの方が大きいのであるが、小經營では現金の必要から比率にしては大きいヤミをやらざるを得ないのである。これらの小さい農家は組合にとつては芳しからぬお客である。一方貯金の利用度も同じようなことがいえる。全體で七二%で割に低いようであるが、手持現金、保険金、貸付金、出資金等も加えてのことであつてそれらを除けば九一%に及ぶ利用度である。しかしそれを經營階層別にみると小規模農家の組合利用率が低いことがはつ

きりと分る。これは供出代金が農協貯金に振込まれる現制度の下では供出代金のウェイトの大きい農家程そうなるのは當然ともいえる。しかしなお考えなければならないことは、大經營において手持現金、貸付金等が大きいことである。所謂富農層においては、農協に貯金する以上に有利な金の使い方を考えていることを意味する。もし供出制度の下での強制的農協利用がなくなつてしまえば、果して今通りに信用事業において組合を利用するかどうかは分らない。後述するように庄内の場合の問題は、このような富農層の農民意識の問題とも考えられよう。

同じ意味において貸出金からみれば、小さい階層は農協をより利用しているとも考えられる。負債の組合利用度の詳細を缺いているので十分な資料ではないが、階層別負債の状況をみても小階層に多く、組合の長期貸付は小さいに多いのである。しかもこの組合は木炭を取扱うものであるが、その原木代金は組合の資金によつてまかなつてゐる。即ち大きな階層の米の供出代金が組合の手を通じて小さな階層の副業資金として流れ、炭焼きを維持しているということになつてゐる。供出制度を通じて一村の中で富農が貧農を助けるという協同組合精神を發揮しているのだともいえる。

しかし現實において回収しにくい小經營の農家には組合は貸付をしづつてゐるし、富農層はより有利な資金の使い方を考へるとなれば、協組の組合員の把握力は供出制度の撤廢とともに急激に低下するとも考えられる。

この村のある富農の一人は供出制度がなくなつた場合に必要な政府の施策について、との間に對して「農手制度の溫存」という事を言つた。彼自身現在農手を借りていないのでその理由をきくと、「現在は農手を借りなくともやつてゆけるが、統制撤廢ともなれば米を持ちこたえる必要があるから、そのために安い金利の農手を借りたい」というのである。このような遅しき農家にとつては、農協から金を借りても必ずしも農協を通じて自分の米を賣るかどうか

は分らない。少く共農協の利益になるような賣り方はしないだろうといえる。現實にはこの農協は資金繰りが樂であるが、供出制度がなくなつた後ではそれ程樂であるかどうか分らない。今まで金を借りなかつた者まで借りに來るようになり、農協が自分で小さい農家の米のために集荷資金を出さねばならないとしたら、資金に對する考え方は全く變らねばなるまい。

いずれにせよ、組合にとつてあまりよいお客でない一町以下の農民達が矢張りこの村で四〇%を占めている場合、今の有形での富農層と貧農層との結びつきがなくなつた場合に農協の責務又重大なりといわねばならない。

以上徳田村の場合は單協は農民を把握するが、縣連は強化されない限りこの單協を把握し得ないかも知れないという危険はある。又湯口村の如く農民も一應把握し、單協も縣連に追隨するであろうが、その時でもなお、階層別にみる把握力の強弱の度合からみて従前通りにはゆかないだろうという懸念はある。しかしいずれにしてもこの二例は「統制撤廢」以後の流通機構擔當者としての農協に對し樂觀的な推察を與えるものである。次に悲觀的な例に目を向けてみよう。

註 岩手縣は共販の割と盛んな縣であつたが、その内でも主なのは花巻、黒澤尻等であつた。

〔三〕 事例の二——山形縣庄内水田地帯における問題——

(1) 庄内水田地帯の經濟的諸條件 前述したごとく、自治統制方式の能否という觀點から庄内地方のもつ問題は生産者の立場と自治統制方式との矛盾、すなわち單協の生産者統制力の弱さという點にあらわれている。われわれは

第 20 表 小作料率比較表(昭和10年)

		最高	普通	最	低
		石	石		石
飽海郡	{ 西南平田村	1.20	1.20		1.10
		1.50	1.30		1.10
		1.30	1.20		1.10
		1.37	1.30		1.10
東田川郡	{ 廣野里村	1.30	1.20		0.90
		1.25	1.20		1.20
		1.30	1.30		1.30
		1.25	1.25		1.25
西川郡	{ 東京郷田	1.25	1.25		1.20
		1.20	1.10		0.90
東全	{ 北國		0.970	{ 勸銀調査 自昭和4年 至5ヶ年平均	
			1.022		

『庄内地方米作農村調査』(積雪地方農村經濟調査所)に據る。

次に、上述の問題點を主眼にした庄内平野の經濟的諸條件を説明し、次いでこの地帯の典型的な性格を持つ西田川郡京田村の調査結果から、かような問題點がいかなる形で具體化しているかを検討することにした。

庄内の米作を規定している條件として第一に、主として農地改革の影響によつて、農家經濟の現状が戦前に比較して向上していると思われる點が指摘される。戦前におけるこの地帯の自作及び小作地比率はほぼ一對九であつたが、農地改革後のそれは八對二に逆轉している。しかも戦前の小作料率は第二〇表のように他地方に比較してかなり高額であつた。従つて小作地の減少と、また殘存小作地についても小作料率が

著しく輕減していることによつて、農地改革に基づく一般生産者層の所得増加は顯著なものがあつたと想像される。農家經濟の向上を推測させる根據は、さらに別の面にも存在する。一戸當り耕地面積は昭和一六年以降減少してはいるが、なお平均一町九反七畝に達しており、全國平均の八反二畝はもちろん、山形縣の一町一反四畝に比較しても格段の開きがある。單作という條件を計算に入れても、なお他に比較して極めて恵まれた經營基盤に立つているといえる。さらに注目すべきことは、第二一表によつて知られるように、戦時中から二町未滿の小農層の増加によつて平均經營規模は縮小しているけれども、二町以上の中堅及び富農層で減少を示したのは五町を超える階層だけであつて

第 21 表 經營耕地廣狹別農家戸數

年 次	總 數	0.3町未満 0.3～0.5町	0.5～1町	1～1.5町 1.5～2町	2～3町	3～5町	5町以上
昭和 13	10,874	2,049	1,417	2,177	2,211	2,575	445
16	11,207	1,837	1,517	2,172	2,283	2,888	491
21	11,466	{ 822 768	1,494	{ 1,290 1,345	2,837	2,754	146
22	11,775	{ 930 828	1,571	{ 1,358 1,357	3,021	2,626	79
24	12,152	{ 1,043 843	1,719	{ 1,331 1,385	3,010	2,776	44
25	12,113	{ 865 862	1,735	{ 1,337 1,363	2,946	2,933	58
〔同上指数：昭和13年＝100〕							
昭和 13	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
16	103.1	89.7	107.1	99.8	103.3	111.2	110.3
21	105.4	77.6	105.4	121.0	128.3	107.0	32.8
22	108.3	85.8	110.9	124.7	136.6	102.0	17.8
24	111.8	92.0	121.3	124.8	136.1	107.8	9.9
25	111.4	84.3	122.4	124.0	133.2	113.9	13.0

農林省營農改善課『山形縣庄内平野における農業構造』（前編）より引用。

第 22 表(A) 關西と東北との米反當收量の比較(單位石)

	1883～1932 50ヶ年平均	1933～1937 5ヶ年平均	1945～1949 6ヶ年平均
關西 { 奈 良 佐 賀 岡 山	2.154 1.944 1.689	2.572 (+0.418) 2.599 (+0.655) 2.192 (+0.503)	2.291 (−0.281) 2.183 (−0.416) 2.054 (−0.138)
東北 { 山 形 新 潟 宮 城	1.781 1.546 1.507	2.079 (+0.202) 2.094 (+0.548) 1.841 (+0.334)	2.234 (+0.155) 2.185 (+0.091) 1.848 (+0.007)

(B) 山形縣及び庄内における反當收量の推移(單位石)

年 次	山形縣平均	庄 内 平 均	年 次	山形縣平均	庄 内 平 均
1937(昭和12年)	2.295	2.341	1943 (18)	2.230	2.522
38(13)	2.213	2.442	44 (19)	2.209	2.280
39(14)	2.526	2.673	45 (20)	1.821	1.867
40(15)	2.324	2.428	46 (21)	2.389	2.425
41(16)	2.165	2.233	49 (24)	2.330	2.418
42(17)	2.415	2.586	50 (25)	2.417	2.654

農林省營農改善課編『山形縣庄内平野における農業構造』より引用。

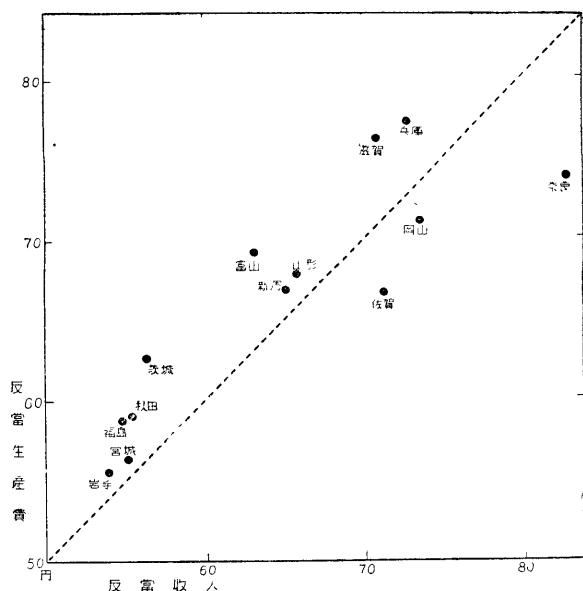
第 23 表 稻作勞働生産力比較

		全國平均	東		北		關		西	
			宮 城	山 形	新 潟	奈 良	岡 山	佐 賀		
反當勞働 所 要 量 (A)	昭和 8	23.00	23.03	26.06	24.50	16.91	23.53	19.24		
	14	19.13	19.84	20.48	21.23	14.79	16.66	17.67		
	(人) 23	21.95	21.45	22.90	21.87	20.05	20.84	18.37		
反當收量 (B)	昭和 8	2.583	2.510	2.647	2.774	2.880	2.681	2.849		
	14	2.794	2.736	2.910	2.872	2.840	2.934	3.004		
	(石) 23	2.517	2.304	2.831	2.865	2.482	2.324	2.625		
勞働單位 當生産力 (B/A)	昭和 8	0.112	0.109	0.101	0.113	0.170	0.114	0.148		
	14	0.146	0.138	0.142	0.135	0.192	0.171	0.170		
	(石) 23	0.114	0.108	0.124	0.131	0.124	0.112	0.144		

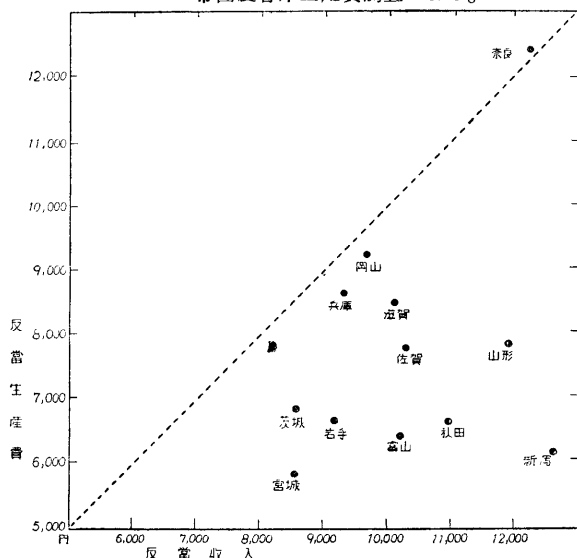
農林省米穀生産費調査に據つて筆者算出。

その他は着實な増加の趨勢を辿つてゐることである。これを、過小農の歴史的な増加と中農以上層の急激な減少という戰時戰後を通じての全國的趨勢と比較すれば、庄内地帯の經營條件が相對的に著しい上昇を示していることがわかる。また平均經營規模の縮小にも拘らず商品生産の中核となつてゐる階層が絶對的にも増加していることは、本稿で對象としてゐるような市場の意味を有する農家群の經濟力上昇と關連するものである。以上のような傾向は、多かれ少かれ單作地帯一般に共通に見られるところであり、従つてこの點は、今後における米穀市場の動向を考える場合に、相當程度の比重をもつ問題として取り上げてよいであらう。庄内平野における農業經營條件の上昇は、さらに第二二表にみられるような反當生産力の推移によつて裏付けられている。また勞働生産力に關しては、庄内平野についての累年資料はえられないが、東北水田地帯が一般に上昇過程にあることを第二三表によつて示し、參考として山形縣作成の資料に基づく縣内各水田地帯の反當稻作所要勞力(能率換算—昭和二五年度)の比較から、^(註2)置賜地方二日、村山地方二一日に對して、庄内地方は一八日で著しく低位にあることを附記しておこう。

上述したような種々の面からする農業經營條件の改善は、當然この地帯における農業所得の上昇をもたらしたと想像される。ただ問題は、戦後における米價の相對的な地位が色々な理由で低からざるをえなかつたことと、地理的條件から闇價格の恩恵を受けること少なかつた點にある。しかしながら、闇價格の問題は暫くおいて、少くとも供出價格に關する限り、他地域との相對的關係においては戦前に比較して採算關係が有利に轉換していることを認めな



第3圖(A) 地區別米作收支比較(昭和10年)
帝國農會米生産費調査による。



第3圖(B) 地區別米作收支比較(昭和23年)
農林省米穀生産費調査による。

ければならない。第3圖は、稻作反當收入と同生産費の關係を戰時戰後について、それぞれ地區別にプロットしたものであるが、上述の推論を立證するものといえるであろう。しかも戰前において、東北地方が比較的低下生産費を示しているのは、勞力費計算の基礎になつてゐる農業雇傭勞賃が極端に低いためであるが、最近においてはその差は著しく縮少してきている。なお一般的に水田單作地帯の經濟條件が向上していることについては、農家經濟調査及び農業經營調査の結果に基づいて前出の岩手縣の部分において觸れたごとくである。

さて以上で、庄内平野における農業生産條件が種々の點で上昇過程にあることを示し、これに伴つて農業所得も上昇し農家經濟は好轉してゐるであろうことを推論した。そして特に、平均的計數は兎も角として商品化率の高い階層が増加していることは、この傾向が市場的に重要な意味をもつものであることを述べた。そこで次に、このようなわば生産面における條件變化が管理制度廢止後における生産者の販賣能度にかゝる影響を及ぼすであろうかを考えてみよう。農家經濟が稻作收入に全面的に依存してゐる事情（昭和二三年度で現金収入の九八%）は生産者をして、米價及び流通秩序の安定に對する強い希望を起させる心理的要因になるであろう。われわれが秋田縣での調査で觀察した生産者の態度はまさしくこれであつて、三町以上の富農層において、現在以上の値上りよりもむしろ安定を望む氣持を端的に示すものが多かつた。その限りにおいて、自治統制方式に對して生産者を協力せしめうる根據になるであらう。

しかし先にも述べたように、戰後における米の需給條件は長期的には著しい供給不足の状態にあつて、小麥による代替關係の強化もこれを補うには足りない。またかかる供給不足現象が近い將來においては是正される見込みはない。従つて米作の經濟的條件はわが國の農業生産部門の中では最も安定した地位にあつて、管理制度の廢止によつてもか

かる安定性は容易に崩れるものではない。また管理制度の廢止といつても、決して無條件放任ではなく、當然なら
かの安定政策が政府によつて採られることは明らかであるから、少くとも短期變動には堪えうる大規模生産者が食糧
政策轉換後における米價及び流通秩序の混亂を恐れることは、客觀的な理由に乏しいことと考えられる。經濟情勢を
みるに敏な生産者は、將來における市場條件の變動を、すでに以上のような見地から豫想しているものと考えてよい
であらう。そしてかかる豫想は、經濟力の豊かな生産者をして、必ずしも自治統制の線に止まることを有利としない
見解を生じさせるであらう。しかし以上はあくまでも推論であつて、現實に管理制度の運用下において、なにを以て
かかる生産者の動向を識別するかは甚だ困難な問題である。ただ昨年度統制撤廢が政治問題化した際に示された庄内
における農業團體の動きは、ここでの問題の重點が必ずしも管理制度廢止に伴う流通資金確保という點にあつたので
はなく、むしろ系統機關の資金に頼ることを必要としない富裕な農家層を、いかにして自治統制の線に掌握するか
という點にあつたようだ。系統機關をしてこのような危惧を抱かせた主なる事情は次のごとくである。

後述する京田村の調査結果からも推測出来ることであるが、庄内米作の中核をなす三町前後の經營農家にあつては
たとえ再生産繼續のため借入資金を必要とするにしても、その生産スケールの大きさから多少とも近代的な金融力を
具えるに至つてゐる。一方この地方を地盤とする地方的市中銀行（主として兩羽、庄内の兩銀行）が、縣内において
顯著な商工業活動が見られないところから、戰前に比較して格段に安定性を増している米作部門に着目したであらう
ことは容易に想像しうるところだ。このことは庄内米作農家の銀行依存度を高め、その分だけ系統機關に對する依存
度を減少させる結果をもたらしていると考えてよい。農民の金融機關別利用率について正確な統計を示すことは困難
であるが、山形縣農務課の調査によれば、貯金における利用率の縣平均は第二四表の通りで、僅かながら農協の減少

第 24 表 農家一戸當金融機關利用調

	農 協	郵便局	銀 行
23年 9 月	75.2%	10.7%	12.7%
25年 9 月	72.7	10.8	13.1

の關係を示したものであるが、昭和二六年度産米の供出完了直後である一月末で歩留り率はすでに三六・七%という低位にある。早場米地帯であるといえ、通常翌年三月における歩留り率が五〇%といわれる全國の平均數字に比較して異常な低さである。かかる結果が、この地帯における農家經濟の窮乏化をあらわすものでないことはもちろんだ。それは、經濟條件の酷似している管内各市町村の間で、最高一〇三・四%から最低は僅かに四・八%まで多様な分布を示していることから推定出来る。また昨年度と比較して、町村によつて極端に減少しているところがあるがこれも經濟條件の變化というよりは金融面における系統機關からの離脱を示すものと考えるべきであろう。前述したように、系統機關が生産者の掌握について強い不安を感じざるをえなかつた第一の理由は、かような金融面における系統機關統制力の弱體化にあつた。

もちろん庄内において、系統機關が生産者の掌握にかく不安を感じた根據は複雑であつて必ずしも一ではない。前

と銀行の増加がみられる。また借入金について農協の占める比率は、二三年の七二%から二五年には六九%へと低減^(註4)を示している。以上の變化はいずれも僅かであるが、もともと生産者が銀行を利用する場合の目的の一つは經濟内容の秘匿という點にあるのだから、統計上の利用率において農協の比率が實際よりも大きくなることは當然考えられるところだ。さらに縣全體の數字は兎も角として、庄内においてはこの傾向がかなり深刻化していると考えられる根據がある。すなわち、銀行に對する依存度がどの程度に達しているかは明らかでないが、少くとも系統機關の利用率は極端に低下しており、その分が他の金融機關に移つてのことだけは斷定出来る。第二五表は縣信連田川支所管内の各市町村における供出取扱總額と一月末貯金殘高と

第 25 表 販賣代金貯金残高對比表

〔山形縣信連田川支所〕

昭和26.11.30現在

町村名	販賣代金	貯金残高	比 率	昨年同 期比
	千円	千円	%	%
大 本	200	129	64.5	118.0
山 黄	15,128	4,204	27.7	40.4
富 郷	67,272	34,863	51.8	51.0
東 郷	48,096	30,137	62.6	46.0
黒 川	57,694	17,527	30.3	45.8
渡 前	12,636	3,256	25.7	17.3
横 山	47,483	15,474	32.5	29.7
長 泉	92,948	52,077	56.0	63.8
八 榮	102,737	35,317	34.3	43.8
藤 島	88,526	29,387	33.1	39.5
山 切	94,343	38,393	40.6	47.0
沼 島	39,694	13,920	35.0	43.0
榮 島	53,931	26,725	49.5	52.8
東 手	38,419	8,897	23.1	37.4
立 岩	84,038	19,614	23.3	28.2
清 川	83,541	26,727	31.9	34.9
狩 川	1,117	354	31.7	19.4
和 合	20,119	931	4.6	11.6
里 目	101	17	16.7	21.3
六 榮	75,379	16,947	22.4	24.5
大 八	72,467	16,958	23.4	38.3
常 余	67,305	13,288	19.7	23.7
新 榮	52,974	15,584	29.4	48.7
廣 小	50,777	26,075	51.2	54.8
湯 田	96,911	52,914	54.6	51.0
川 田	74,867	42,400	56.5	62.2
田 關	59,147	17,664	29.8	47.7
西 倉	63,275	28,762	45.4	39.0
巖 福	1,561,125	588,541	37.7	42.6
小 温	9,777	577	5.9	8.6
山 田	7,084	2,338	33.0	59.3
上 郷	1,620	128	7.9	5.3
豊 上	957	389	40.6	66.2
大 大	1,546	1,603	103.4	30.5
加 西	246	193	78.4	11.2
西 袖	741	100	13.4	38.1
中 浦	1,184	100	8.4	22.0
東 郷	2,543	2,353	92.5	19.4
小 計	8,203	863	10.5	85.5
合 計	46,208	15,205	32.9	38.4
大 大	122,744	46,971	38.2	35.2
加 西	78,382	28,612	36.5	41.3
西 袖	936	268	28.6	53.7
中 浦	76,102	18,081	23.7	28.3
東 郷	30,201	12,600	41.7	48.1
小 計	8,967	1,276	14.2	46.3
合 計	142	34	23.9	20.1
東 郷	83,596	29,649	35.4	30.9
小 計	67,490	35,040	51.8	59.5
合 計	73,364	18,845	25.6	28.2
合 計	67,479	22,898	33.9	36.6
合 計	689,515	238,133	34.5	37.4
合 計	2,250,640	826,674	36.7	41.1

項で詳述したところの岩手縣水田地帯、及び本項で先に觸れた秋田縣水田地帯と全く異つた様相が庄内において見られるのは、生産條件における程度の差に基くことはいうまでもないが、その他の經濟條件についてもいわば庄内特有の事情が強く影響していることは否定しえない。庄内に特有な事情とはなんであるか。それを次に説明しよう。

われわれはこれまで、問題を主として生産條件及び農家經濟の面から取り上げてきたのであるが、以下に考察しようとするところは、かつて庄内における米の流通過程を規定し、また將來においても影響を及ぼすであろうところの條件、いい換えれば流通市場の面からみた庄内の特殊性についてである。すなわち歴史的にみてこの地方には、産地米穀市場機構の特殊な發達がみられた。その起源は舊藩時代にさかのぼらなければならない。徳川時代における經濟の一般的特徴は、普通いわれるように貢納米をめぐつて運行するいわゆる米遣いの經濟であつた。しかし等しく米經

濟といつても、各地方によつて農業の生産條件が異り、また他産業發展の程度も異つてゐるから、米の商品化量、従つてまた商品化の媒介たる市場構造の内容も異らざるをえない。完全な米単作地帯であり、しかもその生産力の高い庄内においては、藩財政及び藩士の經濟が貢米に依存する程度は他の地方に比較して著しく高かつた。庄内藩で貢米商品化の手段として米祭制度がとられたのはこのような事情によつてである。その内容を河田嗣郎博士の『農業倉庫論』中に引用されている文獻によつて説明すれば次のごとくである。^(註4)庄内藩における貢米總量のうち、三〇％は藩士の飯米であつて残り七〇％が商品化の對象になるものであつたといわれるが、前者は鶴岡城内にある「七つ藏」と稱する倉庫に納めて「切米」という小札を以て月々給與された。また後者は「新井田藏」と稱する倉庫に納めてあるが現物を以ては支給せず、別に藩士の祿高に應じて倉出指圖書たるいわゆる「米券」を支給し、藩士はこの米券を米問屋に賣却した。商人はこれを隨時現物化しうるわけであるけれども、米券そのものが轉々賣買の對象になる場合が多かつた。また商品化される貢米の大部分は酒田から船積みとして大阪に移出され、従つてここに比較的規模の大きな移出商人の成立がみられた。すでに享保年間において、堂島及び金澤とともに酒田に米會所の設置が認可されていることは、ここにおける米取引活動がいかに盛んであつたかを物語つてゐる。酒田米會所は、明治年間に至つて酒田米穀取引所としてその活動を繼續し、さらに鶴岡にも取引所を開設している。そして前述の米券倉庫は、明治二六年以降同取引所によつて經營され、いわゆる山居倉庫として庄内移出米の大部分を收容しうる能力を持つていた。

さらに庄内における米流通市場を規定していた今一つの條件は、明治以降急速に伸張した巨大地主層が商業資本化して、流通市場まで支配するに至つたことである。酒田及び鶴岡米穀取引所はかかる地主層の支配するところで、従つて取引所の經營にかかる倉庫の支配もまた地主の手中にあつた。このように地主は、生産・保管・流通の三部門を

握ることによつて、庄内米の商品價値を高める役割を果たしてきた。たとえばかつて山居倉庫の保管米については、容量・品質等の検査なしに商取引が行われたという。また大正年代には日銀の指定倉庫として倉荷證券に對し再割引の承認がなされたという。^(註5)

庄内の米流通市場をめぐる以上のような環境は、必然的にこの地方における共同販賣事業の發達を阻害した。その理由は次のごとくだ。一般にわが國における共同販賣事業發展の端緒は大正六年の農業倉庫業法制定にあつたと考えられている。すなわち從來貯藏施設を持たなかつたために平均賣りに困難を感じていた比較的大きな販賣者層が、補助金による倉庫建設を目的として共同販賣機構を整備した場合が多いが、すでに完備した倉庫を傘下に持つ庄内の大販賣者層はかかる必要を感じなかつた。また共同販賣を促進した基本的要因、すなわち流通過程が商業資本によつて一方的に支配され販賣者の介入が許されなかつた事情も、上述したように彼等には關係がないことであつた。さらに中小販賣者層においても、かような市場條件に便乗して、倉庫の利用、及び販賣における程度の獨立性というような點で恩恵に浴した事情も指摘出来るであらう。

以上の傾向はしかし、必ずしも庄内だけに特有なものではなく、大地主支配の確立していた地帯では多かれ少かれ見られるところである。谷口吉彦博士の調査によれば、昭和初年における米販賣者の共同販賣利用率は、山形・宮城・新潟において極端に低く、一般に關西においては高い。山形縣においても大地主の多い所ほど低くなり、新庄においては僅かに三％である。(酒田鶴岡の資料はない)。さらに興味あることは、同じく水田單作地帯に屬しながら岩手縣の好摩・花巻・黒澤尻・水澤においては共同販賣比率が著しく高くなつてゐることだ。いうまでもなく、これは商品化の主體が比較的小規模の地主及び生産者にあつたことに基づく。

前述したように全販連の結成以後、共同販賣事業は系統機關を通ずる自治統制の形態に發展したわけであるが、この段階においても庄内は時流から外れて組合組織は發達せず個別的販賣方法が壓倒的な比重を占めていた。^(註7)庄内平野における多くの市町村にあつては、國家管理制度が確立して系統機關がその集荷代行機關になるに及んで、始めて販賣者は組合の統制下に入つたのが實情のようである。

庄内における米穀市場條件の特色として以上に述べ來つたところは、戦後農地改革の影響によつて根本的な變化を蒙つてゐることは明らかだ。いまや商品化の主體は二町から五町に至る中上層生産者に移つていて、かりに自由市場機構が實現しても、生産から流通まで一貫した支配者は生じえない。しかしそれにも拘らず、過去の市場條件によつて殘された遺産は種々の面に潜在して、先に言及した農家經濟の上昇及び戦後における需給關係の變化という二つの條件と相俟つて、新しい自治統制方式における系統機關の地位を不安定ならしめる要因となつてゐる。

第一にかつての大地主は土地所有關係においては崩壞したが、なお商業及び金融資本として大きな經濟力を握つてゐる。特に最も重要な問題としてかつての山居倉庫が管理制度の實施に伴つて庄内販連^(註8)の經營に移されてゐるが、所有權はなお舊地主層の手に握られてゐる點があげられる。すなわち、庄内販連の使用倉庫一五、〇〇〇坪のうち自己所有分は五、〇〇〇坪に過ぎない。他は、本間家資本の系統にかかる北斗會所有の分が五、〇〇〇坪、その他の賃借倉庫五、〇〇〇坪という内譯になつてゐる。^(註9)従つてかりに、過去の地主資本がこれら倉庫を回收して流通面に乗り出して來るとすればその及ぼす影響は深刻であらうと想像される。また直接流通面に介入することは避けるにしても、その影響下にある金融機構にかかる倉庫力が結びつけられるならば、前述したごとく、自治統制から離れようとする經濟的基盤を有する生産者層を自己の線に引きつけることは簡單である。

第二に、庄内特有の市場條件が生産者に對して與えている影響も、多分に心理的なものではあるが無視することは出来ない。かつて自治統制の經驗を知らず、活潑な市場活動の實況を目撃している生産者達は、戦後急速に盛り上つた自らの經濟力を背景として、自由市場の復活に大きな期待を寄せているように見受けられる。

系統機關の現地指導者達が、一方において協同組合主義に基づく精神運動を支柱にするとともに、販賣米の委託契約においては時價による假拂方法（實質的には買取主義に近い）を採用することによつて生産者に對する統制力を維持しようとしていることは、上述のような生産者の動きを反映するものであらう。

新らしい自治統制の構想が包藏する問題點のうち生産者の立場からみたところのそれが、庄内平野においては際立つた形であらわれていることを以上で考察した。問題の一つは單作地帯に共通に取り上げられるところのものであり、他は庄内に特有のものである。大雑把に分類すれば以上のごとくいえるであらうが、しかし兩者の總合された實體はあくまでも庄内に限定される特質であつて、かかる事情が自治統制の全國的な動向に對していかなる範圍の影響を與えるかは、現在の段階で推論しうるところではない。

註1 庄内に關する統計資料は特に斷らない限り、農林省農業改良局營農改善課『山形縣庄内平野における農業構造』に據つた。従つてここにいる庄内平野とは、同資料で取つていところの酒田・鶴岡・徳海及び東西田川の二市三郡中、昭和一六年センサスの結果耕地化率五〇%以上、または一戸當り經營農地面積一町五反以上の平坦部に屬する三三市町村を指している。

註2 山形縣及び時事通信社編『單作地帯の經營改善』（二〇頁）に據る。

註3 われわれが、岩手及び山形における調査と同時に、秋田縣仙北郡大川西根村及び平鹿郡十文字町における調査結果である。

註4 同書二二―二四頁。

註5 庄内販運資料に據る。

註6 『商業組織の特殊研究』二八二—二九〇頁。

註7 庄内に對する計數的資料はないが、昭和一二年度から管理制度に至る期間については農林統計表において地域別の販賣形態區分が行われているが、その内容は前述したところと全く一致する。

註8 後述京田村はその一例である。

註9 庄内においては、山形縣販連と別個の販賣組合連合會が結成されている。

註10 この外に單協倉庫が三、〇〇〇坪あり、系統機關の所有分は八、〇〇〇坪である。

(2) 京田村における生産者と協同組合 われわれが前項において庄内平野の一般的情勢を検討した際には、問題

を生産者の經濟條件及び一般市場條件の兩側面から追求したのであるが、本項においてはもつぱら生産條件及び農家經濟からの面に觀點を限定しよう。

京田村は庄内米作地帯として典型的な條件を具えている村といつてよいであろう。水田六八五町に對して畑は僅かに二〇・九町で、完全な單作地帯である。鶴岡市の隣接村であるが近郊農村的色彩は全くない。昭和二五年度國勢調査によれば、總世帯數二八三のうち農業二四三、また總人口二、〇六六人のうち農業人口一、八八六人に達している。農業以外にみるべき産業はなく、極めて小規模な農村工業（米菓工場）が一つあるに過ぎない。村外に通勤している者も殆ど皆無である。以上はすべて本村の純農村的性格を物語っている。

生産條件において、庄内の一般的水準からみてやや低いと思われるのは土壤條件である。すなわち土地の老朽化と秋落ちという問題で、これは南部庄内地帯に共通してみられる現象である。このため米の反當收量は庄内の平均反收到比較してやや低く、昭和二六年産米においては二石三斗二升で、庄内の平均反收を五%ほど下廻っている。またこの地帯は、水利關係についても若干の問題が存在する。すなわち南庄内一帯の用水源は主として最上川の支流赤川に

第 26 表 京田村經營規模別農家戸數

經 營 規 模	戸 數	百 分 比
3 反 未 滿	戸 2	0.8
3 反 5 反	6	2.5
5 反 1 町	6	2.5
1 町 1.5 町	16	6.6
1.5 町 2 町	5	6.2
2 町 3 町	60	24.6
3 町 5 町	138	56.8
計	243	100.0

1950 年センサス結果による。

化率であるといえる。

それならば上述のような生産規模の大きさが果して、それに應ずるだけの農家経済餘剰をもたらしているかというに、必ずしもそれは断定しえない事情がある。この點は、一般的に現在の與えられた経済條件から米作經營のオペイマム・サイズがどの邊にあるかという問題にもなるが、また一方でこの村に特有の技術的及び経済的な條件が作用

依存しているが、それからの引入口である青龍寺川の維持費がかなり多額に上つていて、青龍寺川普通水利組合の負擔金は反當約五〇〇円に達する。これは東北地方としては稀に見る高い水利費であつて、後に掲げる第二八表からも分るように農業經營費中で占める比率はかなり高い。しかしながら一方において、米作規模の大きさは恐らく庄内でも最大の部類に入るのである。すなわち、一農家當り經營面積は二町七反で先にあげた庄内の平均數字に比較してはるかに上位にあるし、全國的な水準から見れば類例のない大規模經營というべきであろう。經營規模別農家戸數を庄内一般と對照して示せば第二六表のようになる。三町以上層が過半數を占めて生産の主體がここにあること、及び二町以下(註1)の經營は例外的存在にしか過ぎないことがわかる。従つて米の生産規模は巨大で一戸平均六五石に及んでいるが、このうち供出數量は五二石を占めて八〇%以上に當つている。これは南部庄内地帯においては、大泉・大山・榮の三村とともに群を抜く商品

していることも推定される。ごく大雑把にいつて、この村の農民達は經營の大きさを必ずしもそのまま有利とは感じていないようである。思うにそれは次のような事情に基づく。本村の耕地面積六五〇町に對し農業自家勞働は九七二人で、一人當り耕地面積は六・七反に當つてゐるが、これは庄内における同程度の經營階層と比較して大差のない數字である。然るに自家勞力に對する補充としての雇傭勞働についてみれば、年雇は二二五人（男一三五人、女九〇人）で一戸當り〇・九人に及んでいる。庄内における三・五町層の一戸平均常傭數が〇・六人であることと對照して著しく多いことが注目されるであらう。この外にさらに臨時傭 一一、三九三人があつて、反當一・七七七人に當つてゐる。年雇の稻作勞働從事日數をどれ程に見るかは問題であるが、かりに一五〇日とすれば反當に直して六人になり臨時傭と合せて約八人という數字は、前述したような家族勞働の補充としては餘りに大きいように思われる。特に前項で觸れたように、庄内の稻作所要勞働日數は平均一八日であることと對照してみると、そこには土壤その他の技術的條件から來るものがあるのではないかと想像されるが、今回の調査ではこの點は明らかにしえなかつた。ただ經濟的な面からみて、本村の隣接地一帯が同様の大經營地帯で、農業雇傭勞働に對する需要が著しく、従つて臨時傭の取得が困難であるために年雇を確保せざるをえないという事情が作用していることは事實である。この村で勞働力がいかに貴重であるかは、村内における公共機關職員^(註2)の殆どが鶴岡市からの通勤者によつて占められているという事情からも知ることが出来る。上述のような莫大な雇傭勞働に對して、勞賃水準もまた第二七表で示すように決して低くない。従つてかかる勞賃負擔が米の生産費なり農家經濟なりに對して及ぼしている影響はかなり大きく、前述したように、農民が經營の大きさにかゝつて壓迫を感じている理由はこの點にある。しかし後述する農家經濟の分析からもわかるように、たとえ勞賃負擔が少くないとはいへ、かかる大經營によつてもたらされている經濟的スケールの擴大は、

第 27 表 京田村農業勞賃調
(25年度)

年 雇 (年額)	男 円	女 円
40,125	36,027	
臨時雇		
田 植	253	249
稻刈	260	221
早場米調製	249	215
	238	209

宿泊及び賄付とする。

當然にあらゆる部分で農民の經濟水準を向上させているものと考えてよいであらう。もちろんこの點について、庄内一般の場合と同様に、農地改革による小作料負擔の軽減が裏付けになつてゐることはいうまでもない。

上述のごとき米の生産條件に基いて、京田村における農家經濟の實態がいかなる状態にあるかを次に検討しよう。本村においては農家經濟調査が行われていないからミクロ的方法で推計を行うことは不可能である。また少數の農家について聴取り調査を行つたが、計數的な推計の資料としてこれらを用いえないことはいうまでもない。そこでわれわれは、本村の經濟的構成が極めて單純である點に着目し、また

かなり精密に整備されてゐた役場及び農協關係の資料を手掛りとして、村經濟の收支バランスというマクロ的な面から推計を施してみることが試みた。第二八表は京田村の農家を總合した收支計算を示したものであるが、本表については若干の説明を加えておく必要がある。第一に本表は會計學的な意味をもつたバランス表ではない。單に現金收支だけを見ることを目的にしているので、財産の増減及び償却の觀念は入つていない。第二に本村の農業部門で交流している部分は收支から控除した。たとえば、雇傭勞賃支出は村外から雇傭している勞働についてのみ計上した。雇傭勞賃収入は村外出稼ぎの分だけを計上した。第三に、生産的支出・家計支出などの區分は便宜的であつて、必ずしも嚴密に分析してあるわけではない。たとえば生産的支出の電力料は、家計費中の光熱費部分に相當するものをも含んでおり、また諸負擔の學校經費は家計費中の教育費部分と重複するがごときである。

以上の點を考慮に入れて見るならば、本表はこの村における農家經濟の實態をかなり正確にあらわしているものと

第 28 表 京 田 村 農 業 収 支 計 算 表

費 目		金 額	備 考
		千円	
収 入	供 米 代 金	83,230	{ 5,700圓×13,500石 24年度産米追加拂 491圓×12,800石
	早 期 供 出 獎 勵 金	8,913	{ 9 月末迄 1,572石×1,000圓 10月15日迄8,710石×700圓 10月末迄3,110石×400圓
	雇 場 備 協 勞 賃 酬 他	1,020	村外出稼30人分
	雇 場 備 協 勞 賃 酬 他	500	
	雇 場 備 協 勞 賃 酬 他	800	牛乳及び鶏卵賣却代
合 計		94,463	
支 出	肥 飼 料 費	10,320	反當 1,600圓×6,450反
	農 家 農 具 修 賃 料	2,440	1 頭當り數 6 俵, 脱脂糠 8 俵の計算
	雇 電 力	387	反當60圓
	雇 電 力	1,000	40頭×25,000圓
	雇 電 力	2,580	推計
小 計		10,183	{ 年雇34,000圓×210人 臨時傭370圓×8.239人
出	諸 負 担 金	1,215	實績
	所 地 共 學 農 水 利 及 土 地 改 良 費	28,130	
	所 地 共 學 農 水 利 及 土 地 改 良 費	6,500	{ 實績
	所 地 共 學 農 水 利 及 土 地 改 良 費	6,068	1 人當り 3,500圓×454人
	所 地 共 學 農 水 利 及 土 地 改 良 費	360	實績
小 計		1,589	反當450圓
家 計 費 及 貯 蓄	家 計 費 及 貯 蓄	387	
	家 計 費 及 貯 蓄	2,905	
合 計		17,809	
合 計		48,524	
合 計		94,463	

食糧政策の轉換と組合金融の問題

思う。特に先に述べたように農家の構成が比較的一様で階層分化があまり行われていない本村の特質からみて、前表のようなマクロ的收支計算から逆に個々の農家經濟を推測することは必ずしも不合理ではないと思われる。

さて問題は家計費と貯蓄との關係いかんである。いまかりに農協以外の金融機關を全く使用していないという假定の下に計算してみよう。昭和二五年及び二六年のそれぞれ八月末(註7)における農協の試算表によれば、右の一カ年間における貯蓄の純増加は、次のごとく二〇八・五萬圓で

ある。

貯金残高
三、〇五六(千円)
借入金残高
九七一(千円)
差引純貯蓄
二、〇八五(千円)

従つて家計費仕向分は四、六四三萬圓になり、これを二戸當りについてみれば一八・七萬圓、また農業人口一人當りについてみれば二・四萬圓に當るがこれは現金支出部分だけの數字としては過大であるように思われる。一方協同組合で行つた家計費の推計資料によれば、その内譯は次のごとくになつて、總額において約一千萬圓あまり内輪の計算になる。

食料費 衣料費 雑貨関係 光熱費 住居費 計
一〇、四六三(千円)・一二、二五七(千円) 六、〇七五(千円) 二、四三〇(千円) 三、六四五(千円) 三四、八七〇(千円)

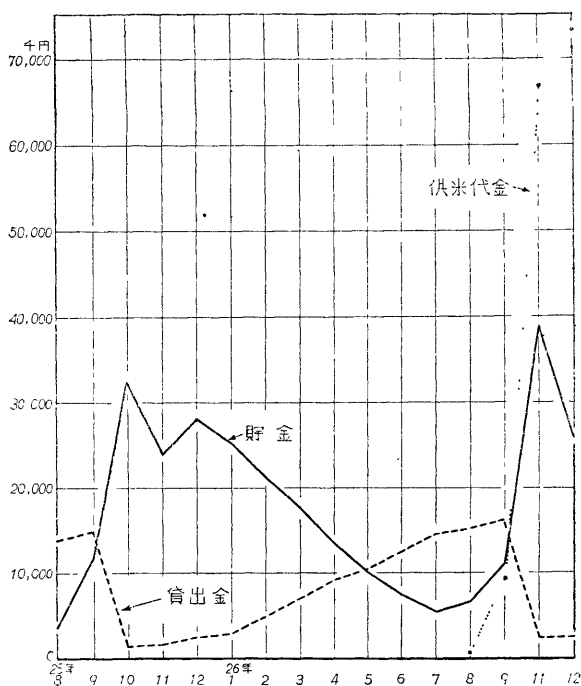
第 29 表 京田村農業協同組合資金

(單位：千圓)

月次	貯金額	借入金	貸付金	預け金
25年 8月	3,832	17,568	14,299	2,222
9	11,480	17,768	14,803	7,043
10	32,531	0	1,488	24,388
11	24,222	0	1,697	16,260
12	27,940	0	2,260	24,468
26年 1	25,485	0	2,959	16,954
2	19,347	0	4,867	12,560
3	15,877	0	6,811	7,910
4	13,571	4,504	9,064	4,276
5	11,099	7,466	10,513	3,028
6	7,568	12,901	12,533	3,118
7	5,704	16,602	14,678	2,326
8	6,888	17,602	15,270	2,694
9	11,070	21,970	16,171	4,958
10	39,059	0	2,420	31,370
11	26,000	0	2,620	18,957

農協の推計數字は必ずしも確實な根據に基づくものではないからそのままに信頼しがたいが、少くとも農協關係の貯蓄増加分を控除した残りが全部家計費として支出されているものではなく、なんらか蓄積的な支出に向けられている部分がありあるものと想像される。さらに立入つた想像を加えるならば、生産者の利用する金融機關として必ずしも農協が主體的な地位を占めていないのではないかということも十分考えられる。個々の農民の語るところによつても、彼等の中の多くがすでに銀行と取引關係を持つていることを推察出来る。さらに農協の信用部門における農家資金の動きを見れば、こ

のことを立證するところの、もつと具體的な根據がえられるであろう。第二九表及び第4圖は昭和二五年八月以降について農家資金の動きを示したものである。はじめにまず昭和二六年産米について、供米代金と農家貯金及び同借入金の間の關係についてみよう。九月から一



第4圖 京田村農協關係農家資動態圖 (第29表より)

る。特に一二月において供米代金の拂込がかなりあるに拘らず貯金が急激に減少している點に注意を惹かれる。これに對して二つの想定が成り立つ。一つは農協以外に取引金融機關があつて、それからの借入金をここで返済している

金の間の關係についてみよう。九月から一月末までの間に供米代金として農家貯金口座に拂込まれた金額は七、三三六・四萬圓であるがこれに對して貯金の増加額は一、九一一・二萬圓、借入金の返済額は一、三七五・一萬圓に過ぎない。従つてこれを販賣代金から差引いた残り四、〇五〇・一萬圓はこの三カ月間に農家によつて引出された計算になる。もちろん農協からの借入金以外の諸支拂、たとえば雇傭勞働に對する給與とか諸負擔金などの支拂も收穫期において行われることが多いのではあるが、それだけで説明するのにはあまりにも過大であ

のではないかと、一つは、取引というほどの關係は持たないにしても、農協には年間の必要經費だけを残していわゆる貯蓄部分は他の金融機關を利用しているのではないかと、この推定である。しかし農協關係者の推定によれば、銀行からの相當程度の借入れがあつて、その支拂が一月における貯金減少としてあらわれているのだという。このことを裏付ける根據は次の點からもらえるであろう。すなわち一月以降七月までの貯金減少及び貸付金増加の趨勢をみるに、殆ど一定の比率を以て増減しており、そして一カ月平均の貯金減少額は三三〇萬圓、同じく貸付金増加額は一九五萬であるが、この期間は特別の變動理由がないから、兩者の合計金額五二五萬圓を以て農協を通ずる農家資金需要額の平均値と考えてよいであろう。これを一カ年に引伸ばせば六、三〇〇萬圓になるが、これを前述した一カ年の總支出額九、四四四・六萬圓（貯蓄部分も含めて）と比較すれば、約三、〇〇〇萬圓は農協外から調達されているものとの推定が成り立つのである。

さて上述したような農家資金の調達における農協依存度の減少は、必ずしも信用部門だけの問題として考えることは出来ない。先に庄内一般の問題として觸れたように、農家經濟の上昇が自治統制方式に對してむしろ阻害條件になりうると、この具體的な根據をここにみるのである。すでにしばしば述べたように、わが國における米穀需給の見透しが、長期的には著しい供給不足であることは明らかであり、一方農家經濟の一般的な困難さから、出廻り期における短期的な過剰供給が起るとすれば經濟力ある生産者は需給の逼迫する時期迄賣り控えようとするであろうが、このことは新しい自治統制方式の理念と基本的に牴觸する部分を含んでいる。のみならず、かかる販賣態度は技術的にも自治統制方式と相容れない點が少くない。たとえば價格變動の時間的な幅が狭く、生産者はその最上値を狙つて販賣しようと欲するであろう。従つて系統機關としては買取り形式を取らない限り、彼等を掌握することは困難で

ある。しかしながらかかる方式が、系統機關の經營に對して極めて大きな不安定要因になることは明らかだ。

次に以上の問題と關連して、戦後における經濟條件の改善が生産面における共同化という問題に對していかなる關係を持つかを検討しよう。もちろん生産過程における共同化と、流通過程における共同化とは、その持つ意味が全く異つていて、兩者の間に必然的な關係はないが、同一の條件變動に對して農民の示す適應の態様として考察することは興味があるであろう。戦後における經營上の最も大きな變動は、動力農機具の導入について見られる。主なる動力機の現在臺數は、自動耕耘機八、石油發動機一〇、電動機二二二、動力板摺機二一七、動力脱穀機二一七という内譯になり、その大部分は戦後導入されたものである。その普及狀況は自動耕耘機を除いてはほぼ一戸一臺平均に當るが、いうまでもなくこれは共同利用が全く行われず極めて非效率的な使用狀況にあることを示している。ただし動力機の導入はもつぱら早期供出を目標として行われたもので、勞働代替の効果は全く果していない。このことは戦後における雇傭勞働數が戦前に比較して少しも減少していないことから明らかである。耕地面積の豊かさ、勞力不足と、しかして機械を導入するに足る資本という三つの條件を具えながら、しかも共同化の契機が少しも生れていないという事情は、流通過程における共同化の問題に對しても一つの示唆を與えるものではなからうか。のみならず、新しい經濟的環境における自治統制の本質が、單なる流通過程共同化の問題ではなくて流通秩序安定の問題であるところに、いよいよ事態を困難ならしめる根據がある。

最後に、京田村における農民達は、少くともわれわれの調査した範圍においては、岩手及び秋田縣の場合と異つて自由市場の復活に對して明白な賛成の態度を示していたことを附記しておこう。

以上でわれわれは、京田村における諸事情が、庄内の一般的傾向を擴大した形で自治統制方式に對する大きな問題

點を提起していることを示した。しかしながら、われわれはかかる事情が全国的な趨勢といかなる關連にあるかを詳かにしえない。従つて、標題に掲げた自治統制の能否について、ここでは問題點を指摘するだけに止めてその一般的な検討は別の分析に譲らなければならない。

註1 本村の農業者で、村外に年雇として出稼ぎしているもの三〇人、村内で年雇に従事しているもの一五人あるが、これは二町以下の戸數と偶然にも全く一致する。

註2 村役場職員一九名中一五名、農協職員一五名中一名が通勤者である。

註3 計算期間として九月、八月を取つたのは、ここが早場米地帯だからである。

(研究員)

目次	
I 國家管理と自治統制	一
(一) 「統制撤廢」の政治經濟學	一
(二) 自治統制方式	一五
II 流通機構擔當者としての系統機關の機能分析	二五
(一) 農業協同組合の現状	二五
(二) 農業協同組合の受信力	四〇
(三) 農業協同組合の農家把握力	四六
(四) 農家の流通秩序における役割	四八
III 自治統制方式の能否の検討	五五
(一) 生産者の立場と自治統制	五五
(二) 事例の一——岩手縣水田地帯における問題	五七
(三) 事例の二——山形縣庄内水田地帯における問題	七三